

# 芦屋市スポーツ推進実施計画《前期》

## ■あしやスポーツ文化・アクションプラン■



30年目を迎え成熟した「芦屋国際ファンラン」

平成26年3月

芦屋市・芦屋市教育委員会

## 目次

### 第1章 計画の概要

1	スポーツの意義と定義	1
2	計画策定の趣旨	1
3	計画の目標	1
4	計画の期間	2
5	計画の構成	2
6	計画の位置づけ	2
7	課題別計画との位置関係（イメージ図）	3
8	計画の策定体制	4

### 第2章 芦屋市のスポーツ推進の流れ

		7
--	--	---

### 第3章 国・兵庫県のスポーツ推進の流れ

1	国におけるスポーツ推進の流れ	8
2	兵庫県におけるスポーツ推進の流れ	9

### 第4章 芦屋市におけるスポーツ推進の現状・特徴・課題と対応

1	芦屋市におけるスポーツの現状	10
2	芦屋市におけるスポーツの特徴	12
3	芦屋市におけるスポーツの課題と対応	13

### 第5章 課題別計画における主なスポーツ推進施策

1	第2次健康増進計画・食育推進計画	14
2	第6次芦屋すこやか長寿プラン21	14
3	障害者（児）福祉計画 第5次中期計画	15
4	教育振興基本計画	16

### 第6章 スポーツ団体・学校体育連盟における主なスポーツ推進施策

1	特定非営利活動法人芦屋市体育協会	17
2	芦屋市レクリエーションスポーツ協会	17
3	スポーツクラブ21ひょうご芦屋市連絡協議会	18
4	芦屋市中学校体育連盟	18

### 第7章 計画の目標と基本的考え方

1	基本理念（ヴィジョン）	19
2	使命（ミッション）	19
3	政策目標	19
4	数値目標	19

### 第8章 今後の芦屋市スポーツ推進重点施策

1	ライフステージに応じたスポーツ推進施策	20
2	スポーツ文化の推進施策	22
3	ささえるスポーツの推進施策	23
4	スポーツ団体、学校・大学等における連携・協働の推進施策	24
5	芦屋市スポーツ推進体制（イメージ図）	25

### 参考資料

1	芦屋市スポーツ活動に関する市民意識調査の結果要約	28
2	芦屋市スポーツ推進計画(あしやスポーツ文化プラン)答申 ～ダイジェスト版～	34
3	芦屋市スポーツ推進審議会条例	35
4	芦屋市スポーツ推進審議会委員	36
5	国のスポーツ基本計画（全体像）	37
6	兵庫県スポーツ推進計画（概略図）	38
7	国の「身体活動基準2013」	39
8	公認スポーツ指導者の種類（名称）・役割	41
9	用語解説	43
10	芦屋市スポーツ推進実施計画策定までの日程	44

# 第1章 計画の概要

## 1 スポーツの意義と定義

### (1) スポーツの意義

スポーツ立国が謳われる近年、スポーツを行う意義は、記録や技を競ったり、鍛練、修養などの心身の持てる力を養うという観点から大きく広がりまた深まってきている。

スポーツを実施することにより、体力の向上、生活習慣病の予防など心身の健康の保持増進に効果を発揮し、爽快感や達成感等の精神的充実感や楽しさ、喜び、夢や感動を与えてくれるばかりでなく、スポーツを通じた交流・ふれあいにより、コミュニケーション能力の育成や青少年の健全育成、家族や仲間、地域社会における絆を強めるなど多様な意義があると言える。

### (2) 本計画におけるスポーツの定義

本計画においては、スポーツ基本法に根ざす定義を踏まえ、オリンピックやパラリンピック、プロスポーツなどにみられる自己・他者との記録を競ったり、勝敗を争ったりする「スポーツ」だけでなく、レクリエーションや交流のため、気軽に身体を動かすことなども「スポーツ」とする。

例えば、散歩やウォーキング、サイクリング、運動不足解消のため、意識的に通勤手段を徒歩に変えたり、エレベーター・エスカレーターの使用を控えて階段を使うといった日常の生活における身体活動も「スポーツ」の定義に含む。

## 2 計画策定の趣旨

本市ではこれまで、平成15年3月に策定した「芦屋市スポーツ振興基本計画」（旧計画）に基づき、市民一人ひとりが、それぞれの年齢や体力、目的や好みに応じて、いつでも、どこでも、気軽に運動・スポーツを継続して実施できるよう「生涯スポーツ社会」の実現に向けたスポーツ環境づくりに取り組んできた。

「芦屋市スポーツ推進実施計画」（本計画）は、これまでの取り組みを基本に据えつつ、国のスポーツ基本計画や兵庫県スポーツ推進（実施）計画を参酌し、スポーツを取り巻く環境の変化に対応しながら、芦屋市が目指す「すべての市民、スポーツ団体、学校・大学、行政等が参画し、ささえ、連携・協働を推進し、あしやスポーツ文化<sup>1)</sup>を創る」ための目標や道筋を示す計画として策定した。

## 3 計画の目標

目指す姿：すべての市民、スポーツ団体、学校・大学、行政等が参画し、ささえ、連携・協働を推進し、あしやスポーツ文化<sup>1)</sup>を創る。

- (1) ライフステージに応じたスポーツの推進
- (2) スポーツ文化<sup>2)</sup>の推進
- (3) ささえるスポーツ<sup>3)</sup>の推進
- (4) スポーツ団体、学校・大学、行政等における連携・協働の推進

## 4 計画の期間

計画の期間は、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間とし、平成 30 年度までの 5 年間に前期、それ以後の 5 年間に後期とする。前期終了となる平成 30 年度には、社会情勢の変化等も考慮して計画の見直しを行う。

H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度
第4次総合計画(最終年度 H32 年度)									
前期実施計画						第5次総合計画			
				見直し	後期実施計画				

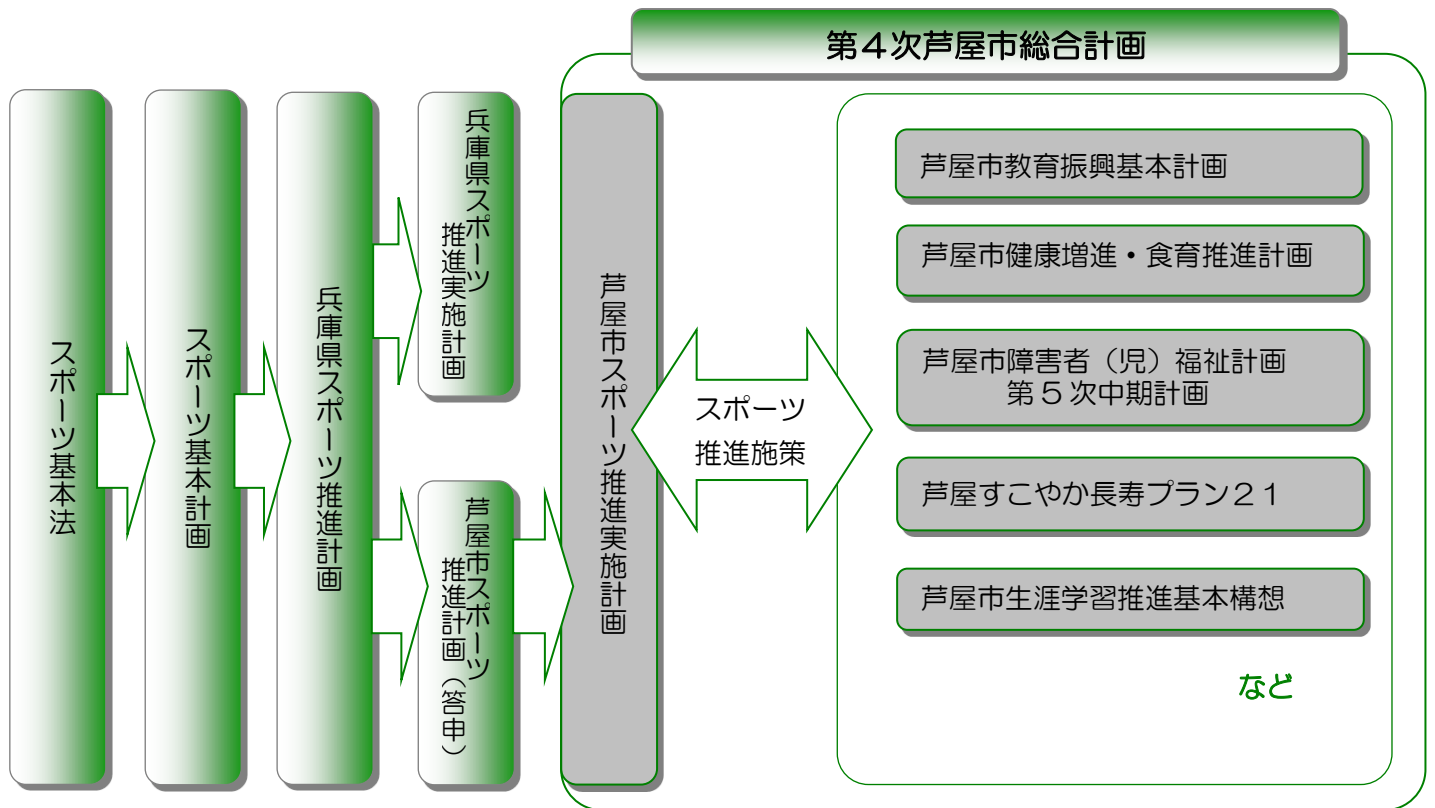
## 5 計画の構成

この推進計画は、第1章「計画の概要」、第2章「芦屋市のスポーツ推進の流れ」、第3章「国・兵庫県のスポーツ推進の流れ」、第4章「芦屋市におけるスポーツ推進の現状・特徴・課題と対応」、第5章「課題別計画における主なスポーツ推進施策」、第6章「スポーツ団体・学校体育連盟における主なスポーツ推進施策」、第7章「計画の目標と基本的考え方」、第8章「今後の芦屋市スポーツ推進重点施策」の8部構成としている。

## 6 計画の位置づけ

- (1) この計画は、スポーツ基本法第10条に基づく「地方スポーツ推進計画」として位置づけ、「芦屋市スポーツ推進実施計画」(あしやスポーツ文化・アクションプラン)とする。
- (2) 国や兵庫県より示された「スポーツ基本計画」や「兵庫県スポーツ推進計画」を参酌し、本市が取り組むべき対策と達成しようとする目標を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取組を推進する。
- (3) 本計画の策定及び推進にあたっては、第4次芦屋市総合計画や課題別計画のスポーツ推進施策における整合、連携を図る。

## 7 課題別計画との位置関係（イメージ図）



写真・イラスト

## 8 計画の策定体制

### (1) 芦屋市スポーツ活動に関する市民意識調査の実施

#### ① 調査目的

この調査は、スポーツ推進実施計画の策定の基礎資料として、本市における成人市民のスポーツ活動の実態を総合的に把握することを目的にして行った。

#### ② 調査内容

##### 運動スポーツ実施状況

実施頻度、実施種目、実施時間、実施理由、実施仲間、実施希望種目、実施の阻害要因

##### 健康・体力の状況

健康状態の自己評価、体力の自己評価、健康・体力への配慮、健康・体力に関する自覚症状、健康法、子どもの運動不足とその理由

##### スポーツ行事・クラブへの参加

スポーツ行事（市教育委員会や市体育協会、スポーツクラブ 21 ひょうご<sup>4)</sup>・コミュニティ・スクール<sup>5)</sup>）への参加、参加したいスポーツ行事、参加したいスポーツ教室、スポーツクラブ・同好会への加入、加入しているクラブや同好会の種目、加入したいスポーツクラブ・同好会、スポーツクラブ 21 ひょうご<sup>4)</sup> への入会状況

##### スポーツ施設について

体育・スポーツ施設の利用状況、スポーツ施設整備に関する要望、本市にほしい施設、公共スポーツ施設への要望

##### スポーツ情報について

運動・スポーツ情報のニーズ、運動・スポーツの情報源

##### スポーツ観戦について

観戦経験

##### スポーツ・ボランティアについて

スポーツ・ボランティア経験、スポーツ・ボランティア希望

##### スポーツの国際大会について

スポーツの国際大会への関心、スポーツの国際大会開催に対する態度

##### 障がい者スポーツについて

障がい者スポーツへの関与、障がい者スポーツのボランティア、障がい者スポーツの普及・推進

##### スポーツ振興について

スポーツ行政への要望、スポーツ推進についての意見・要望（自由記述）

#### ③ 調査対象

##### 集団

芦屋市に居住する 20 歳以上の男女

##### 標本数

3,000 人

##### 抽出方法

住民基本台帳および外国人登録者から系統抽出法

#### ④ 調査方法及び調査期間

郵送法 平成 24 年 10 月 1 日～10 月 30 日

※前回調査：平成 19 年 9 月 1 日～9 月 30 日

※前々回調査：平成 13 年 10 月 15 日～11 月 11 日

⑤ 回収結果

回収数（回収率） 948 票（31.6%）

有効回収数（有効回収率） 937 票（31.2%）

⑥ 分析方法

データ分析は、単純集計とクロス集計を用いた。また、データは性別に集計したが、一部のデータに関しては、下記のコーホート（壮年層[20～39 歳]，中年層[40～59 歳]，高齢者層[60 歳以上]）を適用し分析した。無回答は欠損値として処理した。

⑦ 調査研究

この調査は、神戸大学大学院人間発達環境学研究所 山口泰雄研究室にご協力を得て実施した。

研究代表者：山口泰雄（神戸大学大学院人間発達環境学研究所）教授

表 I. サンプルの属性

		%	n			%	n
性別	男性	40.2	347	婚姻	未婚	18.2	165
	女性	59.8	516		既婚	81.8	741
年齢	20～29歳	8.5	77	居住形態	単身（あなた一人）	9.5	86
	30～39歳	12.9	117		夫婦のみ	37.3	338
	40～49歳	17.7	161		（あなたと配偶者のみ）	40.7	369
	50～59歳	20.1	183		二世世代家族	3.6	33
	60～69歳	20.7	188		三世世代家族	8.8	80
	70歳以上	20.2	184		その他	5.1	46
	職業	自由業・商工自営 （家族従業員を含む）	10.1		92	居住歴	1年未満
勤め人 （正規の社員・職員）		26.7	243	1年～5年未満	21.1		192
勤め人 （嘱託、パート、アルバイト等）		14.8	135	5年～10年未満	33.6		306
専業主婦		28.0	255	10年～20年未満	27.9		254
学生		2.9	26	20年以上			
無職		14.1	128				
その他		3.4	31				

(2) 教育機関、関係部署、地域活動団体などからの資料提供による実態把握

市民意識調査では、把握できない市民や地域の実態をより詳細に把握するため、地域の関係団体、行政関係機関等へスポーツ施策の実施や参加状況に関する資料提供を受けるとともに、出向いてヒアリング調査を行い、それらを通じて現在抱えている課題や問題点、要望等について意見交換を行った。

(3) その他意見の聴取

広く市民の方のご意見をいただくために、約 1 ヶ月間パブリックコメントを実施。

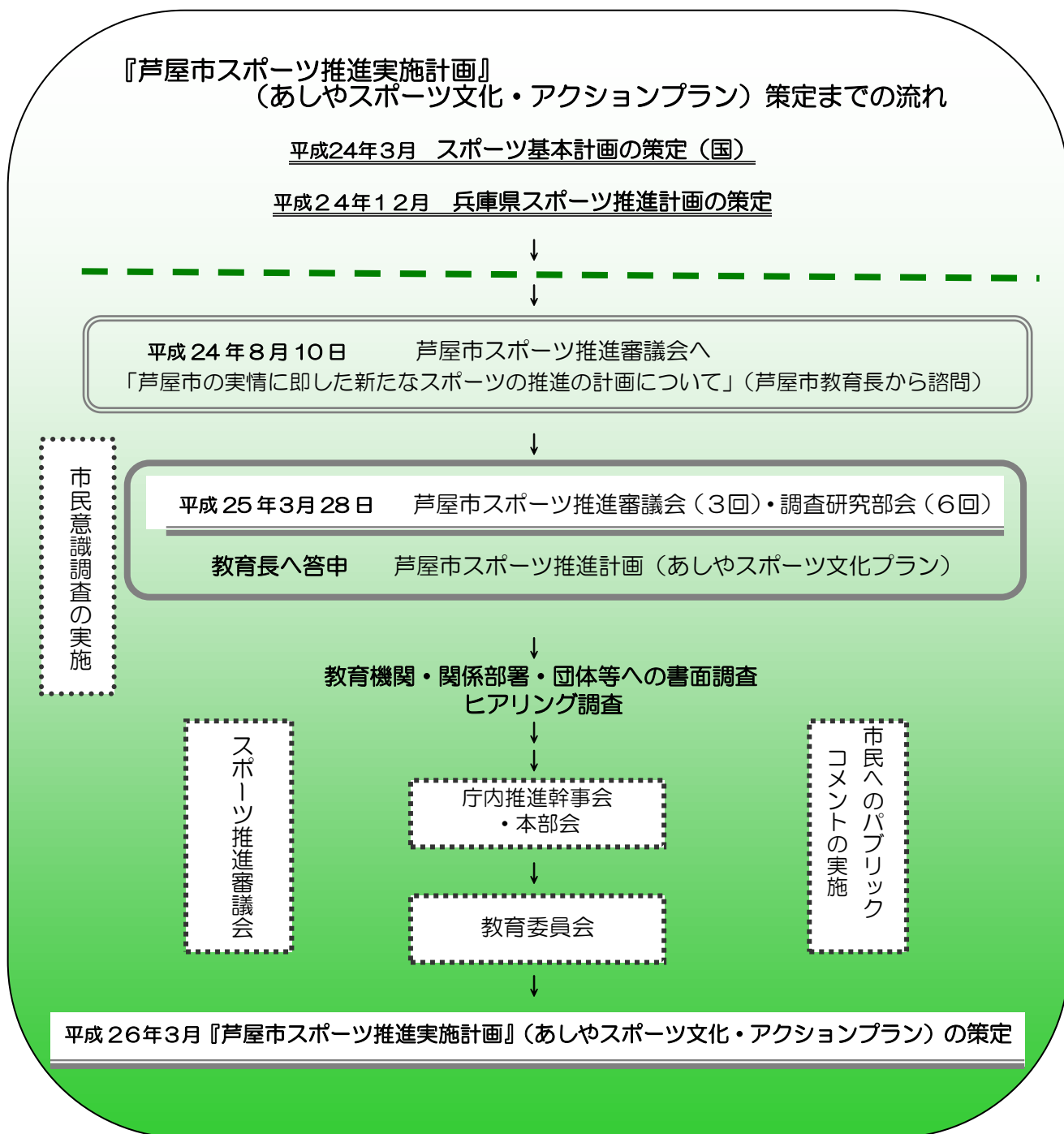
(4) 行政機関の計画策定体制の整備

スポーツ施策の総合的、効果的な推進を図るため、市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長とし、関係部長で構成する「芦屋市スポーツ施策推進本部」を設置した。

また、社会教育部長を委員長に関係課長で構成する「芦屋市スポーツ施策推進本部幹事

会」を設置し、関係各課の実務担当者との協力、連携を図りながら、全庁的な体制のもとで計画策定を進めた。

## ～ 計画策定までの体制と流れ（イメージ図） ～



0





## 第2章 芦屋市のスポーツ推進の流れ

芦屋市において、これまで、みんなのスポーツ「スポーツ・フォー・オール<sup>6)</sup>計画」(平成5年)により、「市民皆スポーツ」を目指し、各種のスポーツ教室、多彩なスポーツイベントの開催を通してスポーツ団体・クラブ設立など、市民スポーツの組織化を図り、市民こそってスポーツに親しめる環境づくりに取り組んできた。

その結果として、本市スポーツ人口は、週1回以上の定期的実施率56.0%(平成13年10月実施の市民スポーツ意識調査)と比較的高く、一定の成果を収めてきた。一方、阪神・淡路大震災による影響や社会環境の変化により、市民スポーツに対するニーズも多様化している状況及び国や県などの計画策定により、「スポーツ・フォー・オール<sup>6)</sup>計画」を見直すこととなり、その中で、新たに市民のためのスポーツ環境を整備することが求められているなどの課題が明らかとなった。

そこで、平成13年9月に芦屋市スポーツ振興審議会に対し、「すべての市民がスポーツに親しむ生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ振興の在り方について」諮問し、平成14年7月に「アクティブ芦屋スポーツプラン(芦屋市生涯スポーツ振興マスタープラン)」の答申を受けた。答申では、中・長期的な見通し・展望に立ってスポーツの振興に係る諸課題に計画的・体系的に取り組む、市民一人ひとりがそれぞれの年齢や体力、目的や好みに応じて、いつでも、どこでも、気軽に運動・スポーツを継続して実施できるようにするとともに、生涯スポーツ振興の指針となるよう「芦屋市スポーツ振興基本計画(旧計画)」(平成15年3月)を策定した。この計画は「スポーツ・フォー・エブリワン<sup>7)</sup>計画」とも言われ、一人ひとりの個人がまずありきで、より個人に視点を当てるスポーツ推進が求められることからその呼称となったものである。

芦屋市スポーツ振興基本計画(旧計画)は前期の5か年で計画の見直しを行い、後期計画を策定し、課題を残しながらも、平成24年度で終了した。

平成24年3月に、国からスポーツ基本計画を示されたことを受け、本市においても、芦屋市のスポーツ推進の新たなスタートとしての具体的施策を進めるため、平成24年8月に、芦屋市スポーツ推進審議会に、「芦屋市の実情に即した新たなスポーツ推進の計画について」諮問を行った。

そして、市民スポーツ活動の実態を総合的に把握し、スポーツ振興の基礎資料を得るため、同年10月に「スポーツ活動に関する市民意識調査」を実施した。

それらを基礎資料として、スポーツ推進審議会では答申のため、熱心な審議が重ねられ、平成25年3月に「“するスポーツ”，“みるスポーツ”，“ささえるスポーツ<sup>3)</sup>”を推進し、すべての市民が健康で豊かなスポーツ文化<sup>2)</sup>を楽しむことができる環境を創る」をビジョンに、また「すべての市民、スポーツ団体、学校・大学、民間事業者、行政等が参画し、ささえ、連携・協働を推進し、あしやスポーツ文化<sup>1)</sup>を創る」をミッションとした「芦屋市スポーツ推進計画ーあしやスポーツ文化プランー」の答申を策定した。

本市では、この答申を重く受け止め、課題解決に努め、誰もがスポーツへの関わりを通して、楽しみながら、健康で自分らしく輝き、充実した生活を送ることを目指した「あしやスポーツ文化<sup>1)</sup>」の推進とそれらが育まれる環境整備を図るため、このたび、「芦屋市スポーツ推進実施計画(あしやスポーツ文化・アクションプラン)」を策定することとした。

# 第3章 国・兵庫県のスポーツ推進の流れ

## 1 国におけるスポーツ推進の流れ

日本のスポーツ政策は、戦後の復興に資する上において社会の重要な課題の一つであった。昭和26年には日本のオリンピック参加復帰が決定するなど、スポーツに対する社会的関心が高まる中、昭和36年「スポーツ振興法」が成立し、国民体育大会、スポーツ行事の実施及び奨励、青少年のスポーツ振興や職場スポーツの奨励など、スポーツ振興に関する施策の基本が明らかにされた。

以後、大きな改正はなかったものの、スポーツの取り扱いについては、啓発的な性格を持つ1960年代の「社会体育」から、急速な経済成長の中で、地域住民の交流を重視する1970年代の「コミュニティスポーツ」、スポーツの大衆化と民主化を進める1980年代の「みんなのスポーツ」、生涯学習振興の一環である1990年代の「生涯スポーツ」へと変化してきた。このような中、スポーツ振興法の規定に基づき、平成13年度から概ね10年間で実現すべき政策目標を設定するとともに、その政策目標を達成するために必要な施策を示した「スポーツ振興基本計画（旧計画）」（平成13～23年度）が策定された。また、地方公共団体においては、スポーツ振興基本計画を考慮しながら、スポーツ振興に関する計画を定めることを明示された。

平成23年8月にスポーツ基本法が施行され、その後、平成23年9月、文部科学大臣から中央教育審議会に対し、スポーツ基本法に基づくスポーツ基本計画の策定について諮問された。

国では、スポーツ・青少年分科会に設置した「スポーツの推進に関する特別委員会」を中心に審議が進められ、関係団体からのヒアリングやパブリックコメントなどにより幅広い意見を反映しつつ、平成24年3月に答申がとりまとめられた。これに基づき、同年同月に文部科学省により、「スポーツ基本計画（新計画）」が策定され、今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針を示した。

### スポーツ基本計画の7つの基本方針

- ① 子どものスポーツ機会の充実
- ② ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ③ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- ④ 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- ⑤ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進
- ⑥ スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ⑦ スポーツ界の好循環の創出

## 2 兵庫県におけるスポーツ推進の流れ

平成 18 年に、第 61 回国民体育大会「のじぎく兵庫国体」が兵庫県で開催され、2万5千人の選手・監督が全国から参加し、1万6千人のボランティアに支えられた大会となり、天皇杯を獲得し、総合優勝を果たした。また、引き続き開催された第6回全国障害者スポーツ大会「のじぎく兵庫大会」においても、兵庫県と神戸市の獲得メダル数が全国トップになるなど好成績を上げた。

そのような中、「参画と協働」により実現した両大会を一過性のイベントに終わらせることなく、県民運動とボランティア活動を継承・発展させ、さらなるスポーツ振興を図ることで「元気な兵庫」の実現を目指すため、平成 19 年に知事を本部長として、兵庫県スポーツ振興本部を設置した。

この組織により、ポスト国体のスポーツ振興に向けた体制整備として、スポーツ振興を総合的・効果的に推進することを目的とした「兵庫県スポーツ振興行動プログラム」を策定された。

このプログラムは、両大会で高まった県民のスポーツへの関心や全国トップレベルにある競技力等の継承・発展を図り、県民一人ひとりが「いつでも、どこでも、気軽に」スポーツに参加できる環境整備を推進するための具体的施策が示された。

スポーツ基本法の施行及び「兵庫県生涯スポーツ振興計画」と「兵庫県スポーツ振興行動プログラム」の実施期間の終期を迎えることから、これまでの県における成果と課題及び国の動向を踏まえ、平成 24 年度に、概ね10年間のスポーツ施策の基本的な考え方や具体的な方向性を示す「兵庫県スポーツ推進計画」が策定された。この計画は、全ての県民が各々の興味・関心、適性等に応じて、様々な形態（する、みる、ささえる）で、スポーツに積極的に参画できる環境の実現を目指すとしている。そして、その取り組みを通じて、スポーツの意義や価値観が広く県民に共有され、より多くの人々が、スポーツの楽しさや感動を分かち合い、互いに支え合うスポーツ文化<sup>2)</sup>を確立し、「スポーツ立県ひょうご」を実現するため、本県のスポーツ施策の具体的な方向性を示す指針として位置づけられた。兵庫県スポーツ推進計画（実施計画）は基本計画に基づき、重点的に取り組むべき5つの施策と目標を示された。

### スポーツ推進施策の5つの重点目標

- ① スポーツをする子どもの増加と体力の向上
- ② 成人のスポーツ実施者の増加
- ③ 競技力レベルの向上
- ④ 障害のある人のスポーツ参加者の増加
- ⑤ 手軽に参加できるスポーツ環境の整備

## 第4章 芦屋市におけるスポーツ推進の

### 現状・特徴・課題と対応

#### 1 芦屋市におけるスポーツの現状

##### 1) <ハードウェア：施設等>

	項目	内容
1	公共スポーツ施設の利用状況について	全体的に公共スポーツ施設（体育館・青少年センター、川西運動場、テニスコート、プール、中央公園など）の稼働率は高くなっている。
2	求められている施設について	市民意識調査の回答からは、公共スポーツ施設の整備、散歩やウォーキングなどができる自然を利用した施設、女性の要望では、身近なところで利用できる施設のニーズが高くなっている。
3	兵庫国体後のカヌー艇庫の利用について	兵庫国体時に建設した仮設カヌー艇庫（総合公園内）を有効活用し、現在も海洋スポーツ活動に利用されています。夏のドラゴンボートレースなどは、市民団体の運営により実施され、青少年からシルバー世代まで、毎年たくさんの市民チームが出場し、夏の風物詩となっている。
4	ウォーキングコースの整備について	市民意識調査の結果からみても、本市ではウォーキング人口が多いことから、市内数箇所にウォーキングコースなどを設置し、市の健康課やこども課などがウォーキングマップやお散歩マップなどを作成し、市民の方から喜ばれている。
5	学校体育施設の開放について	学校体育施設の開放状況は、小学校では進んでいるものの、中学校の施設開放は一部で実施されている程度となっている。
6	スポーツ施設の夜間照明や観客席等の整備について	夜間に使用される屋外スポーツ施設において、夜間照明のニーズはあるものの、公共施設については十分に整備できていないことや、備わっていても活用できない状況がある。また、観客席等の整備も求められている。

写真・イラスト

## 2) <ソフトウェア：クラブ・プログラム・イベント>

	項目	内容
1	地域スポーツの推進について	地域スポーツの推進は、地域コミュニティの中心となる「スポーツクラブ21ひょうご <sup>4)</sup> 」(市内9クラブ)の活動が安定して行われているものの、市民意識調査によると成人の加入状況は、3.7%と低迷しており、認知度も低く、「まったく知らない」と答えた人は、73.9%に上っている。
2	幼児を中心とした親子へのスポーツ推進について	幼児を中心とした親子へのスポーツ推進は、発育発達を考慮したファミリースポーツを奨励し、内容として、親子体操やミニ運動会、ウォーキングイベントなどを開催している。
3	市民への健康・体力づくりの推進について	一般市民への健康・体力づくりの推進は、新体力テスト測定会や健康・体力づくり相談(スポーツ推進課)を開催しており、また、げんき度検診の中でも、簡易体力測定(健康課)を行っている。
4	一般成人へのスポーツ推進について	一般成人への推進は、成人を対象にした初心者のためのスポーツプログラムのニーズが高いものの、十分なニーズに Corresponding しているといえない状況がある。
5	中年層へのスポーツ推進について	運動不足やスポーツ実施頻度の少ない中年者への推進は、気軽に参加できるニュースポーツや体力づくり講座を開催している。参加への啓発として、広報やホームページなどで、「かんたんストレッチ・かんたん筋トレ」ポスター等を作成するなどして周知に努めている。
6	競技スポーツの推進について	競技スポーツの推進は、スポーツ団体等を中心に推進されており、本市では「市長杯(成人対象)」、「教育長杯(青少年対象)」の競技会を奨励し、会場やレプリカの提供などの支援をしている。
7	海洋スポーツの推進について	海洋スポーツの推進は、県立海洋体育館やスポーツ団体と連携して、子どもを対象にした力又一体験講座を開催している。
8	障がい者スポーツの推進について	障がい者スポーツの推進は、障害福祉課が実行委員会を中心として年1回開催する「障がい者とのふれあい市民運動会」やスポーツ推進課と芦屋市社会福祉協議会が連携して定期的に行う、「障がい者とのスポーツ交流ひろば(平成22年度開始)」などを開催している。
9	スポーツ推進団体のネットワーク化について	市内の各種スポーツ団体(構成メンバー：特定非営利活動法人芦屋市体育協会、芦屋市レクリエーションスポーツ協会、芦屋市スポーツ推進委員会、スポーツクラブ21ひょうご芦屋市連絡協議会、行政等)をつなぐネットワーク組織として、平成21年度に「あしやスポーツフォーラム <sup>8)</sup> 」を設立し、現在、情報交換会や交流会を定期的に行っている。
10	スポーツ情報の一元化の進捗について	公共施設のスポーツ情報サービスとして、関係課(スポーツ推進課や公園緑地課等)により、IT化を進められてきたが、統一的な情報の一元化を目指すネットワークとしては進んでいない。
11	スポーツ活動等への栄養摂取の取り組みについて	スポーツ活動・運動を支える栄養摂取については重要であるが、十分な取り組みができていない。

### 3) <ヒューマン：指導者・ボランティア，選手・愛好者>

	項目	内容
1	スポーツ推進委員について	スポーツ推進委員は25人（女性20人，男性5人）が2年間の任期で活動しているが，地域のニーズに充分に応えるには現人数規模では不足している。
2	スポーツ有資格者について	有資格者を増やす施策として，平成23年度から，公認アシスタントマネージャーや障がい者スポーツ指導員の講習会受講者に対して，本市から助成（金）を行っている。
3	障がい者スポーツ指導者の組織について	障がい者スポーツの指導者確保のため，平成22年度に「芦屋市障がい者スポーツ指導者協議会（20人程度）」を設立した。
4	中学校での運動部活動の指導者について	中学校では運動部活動の指導者が不足しているため現在，県の部活動指導補助員6名，市の部活動技術指導者6名が中学校部活動に派遣されている。
5	スポーツリーダーバンクについて	スポーツリーダーバンクを設置しているが効果的な活用が進んでいると言えない。スポーツボランティアは，近年，学校やスポーツ団体において積極的な活動の兆しがみえてきた。

## 2 芦屋市におけるスポーツの特徴

市民意識調査（平成24年10月実施）等から

	項目	内容
1	週3回以上のスポーツ実施率について	週3回以上，運動・スポーツを定期的に行っている成人は，29.0%（男性27.0%，女性29.5%）に上り，全国平均（23.5%）や兵庫県平均（26.1%）より高くなっている。
2	週1回以上のスポーツ実施率について	週1回以上，運動・スポーツを定期的に行っている成人は，62.0%に上り，全国平均（45.3%）や兵庫県平均（54.5%）よりかなり高くなっている。
3	スポーツを実施していない（1年間にゼロ）人について	成人は，7.3%（男性6%，女性7%）で全国平均（約22%）や兵庫県平均（13.4%）より低くなっている。
4	子どもの体力調査結果について	子どもの体力は調査対象となる8種目のほとんどの種目において，男女とも全国平均を下回っている。80の調査項目の中で全国平均を上回る項目が，平成22年度9項目，平成23年度17項目，平成24年度13項目となっている。
5	運動不足の割合について	中年男性では3人に1人，中年女性においては4割強が運動不足と言える。
6	スポーツクラブ（同好会含む）への加入率について	スポーツクラブ（同好会含む）に加入している市民は27.3%で，前回調査よりやや低いが，兵庫県平均20.8%に比べると高い。
7	実施人口の多いスポーツ種目について	男性では「ジョギング・ランニング」と「サイクリング」，女性では「ストレッチング」と「体操」の伸び率が大きくなっている。
8	民間スポーツ施設（フィットネス及びスポーツクラブ）が増加	民間スポーツ施設が増加しており，そのクラブ加入率が大幅に増加し，特に女性の加入者の増加が目立つ。
9	ウォーキング人口の増加	ウォーキング人口は，市民の64.1%に達し市民にとって歩きやすいまちとなっている。
10	健康・体力への関心の高まり	健康・体力に関心が高く，健康で活動的な生活を過ごしている市民が増えている。
11	軽スポーツやニュースポーツの普及	本市では，さまざまな軽スポーツやニュースポーツが普及しており，新しいスポーツ文化が育つ拠点となっている。

### 3 芦屋市におけるスポーツの課題と対応

課 題		所管課等	対 応	策定時 実績	平成31 年度 方向性
1	<b>公共スポーツ施設のニーズについて</b> 公共スポーツ施設の利用が多く、ニーズに充分に对应していると言えないことから、新たなスポーツ施設の整備や、設備面では、夜間照明、観客席などの要望がある。また、身近で手軽に利用できる施設としては、学校体育施設の開放等が考えられる。	管理課 学校教育課 スポーツ推進課 各学校 各地域	→ 新たなスポーツ施設の整備については、財政的にも本計画《前期》の期間中は困難であるが、可能な限り早い時期に図りたい。学校体育施設の開放等について、協議を進めていく。また、夜間照明設置については、整備できている施設で、利用できていないところについて、理解を求め、住民と協議を行う。観客席について、体育館・青少年センターの改修時にスペースを勘案して実施を検討する。	一部 実施	充実
2	<b>屋外スポーツ施設のニーズについて</b> ウォーキングやサイクリングなど、屋外におけるスポーツ・レクリエーション施設の充実が求められている。	健康課 公園緑地課 スポーツ推進課	→ サイクリングの専用コースの設置は難しいが、ウォーキングコースを示すマップ等の充実を庁内関係課と図りながら進めていく。	一部 実施	充実
3	<b>運動部活動の活性化について</b> 運動部活動の活性化のため、学校と地域の連携・協働によるスポーツの推進が求められている。	学校教育課 スポーツ推進課 スポーツ団体 大学	→ 部活動の指導者の不足を補うため、スポーツ団体、大学等と連携して活性化のための支援を行っていく。	実施	充実
4	<b>子どもの体力向上について</b> 子どもの体力向上のため、学校と地域の連携・協働によるスポーツの推進が求められている。	学校教育課 スポーツ推進課 スポーツ団体	→ 効果的に子どもの体力向上を図るため、学校教員やスポーツクラブ21ひょうご <sup>4)</sup> 、スポーツ団体等の指導者、保護者等へスポーツ医・科学的情報の提供や文部科学省から示された「幼児運動指針」等の情報提供を行っていく。	一部 実施	充実
5	<b>運動不足型市民に対する啓発について</b> 運動不足型市民に対する啓発キャンペーンとそのプログラムの開発が求められている。	健康課 高齢福祉課 介護保険課 スポーツ推進課	→ 誰でもが気軽に楽しみ、継続できそうなプログラム等を関係課と連携して紹介していく。	一部 実施	充実
6	<b>スポーツ推進委員について</b> スポーツ推進委員について、地域の多種多様なニーズに对应されるよう、様々なジャンルの有資格者の増員が求められている。	スポーツ推進課	→ 種目別指導者にあわせて、ジュニアスポーツやマネジメント、健康づくり系などの指導者の増員を図っていく。	実施	充実
7	<b>有資格指導者の養成について</b> 運動部活動や地域スポーツ活動において、成果主義や勝利至上主義に陥りがちなことから、科学的知識や倫理を身につけた有資格指導者の養成が求められている。	スポーツ推進課	→ 有資格者取得者を増やすことを進めていくが、本市においては、スポーツリーダー等研修会や各種講習会で課題に対応した事業を行い、ニーズに对应される指導者の資質の向上を図っていく。	一部 実施	充実
8	<b>スポーツ関係者等の連携・協働について</b> スポーツ団体やスポーツ行政、学校（大学等）において、縦割りによる効率性・効果・経済性の問題が顕在化しており、新たな連携・協働の推進が求められている。	スポーツ推進課	→ スポーツ団体等で構成されるネットワークに加え、今後は学校体育団体、大学等に加盟を推進していく。	実施	充実
9	<b>スポーツ活動等への栄養摂取について</b> スポーツ活動・運動を支える栄養摂取については重要であるが、十分な取り組みができていない。	健康課 スポーツ推進課	→ ライフステージに応じた正しい食習慣は重要であり、子どもから高齢者までの各事業の中で、情報提供や相談機能を充実する。また、アスリートには指導者研修会などでスポーツ栄養講座を取り入れていく。	一部 実施	充実

## 第5章 課題別計画における主なスポーツ推進施策

### 1 第2次健康増進計画・食育推進計画

(計画期間：平成25年度～29年度・担当課：健康課)

#### <現状>

- げんき度健診の実施  
体力測定を行うにより、自分の体力を知る再確認となることで、運動への関心を高め、運動習慣を取り入れるきっかけとなるよう支援している。
- ウォーキングの普及・啓発  
市内のウォーキングマップの配布などにより、情報提供を行っている。

#### <今後の方向性>

- 健康相談や健康教育などを通じて、健康づくりにおける運動効果の普及・啓発を進める。
- 運動メニューの紹介や市内のウォーキングマップの配布による情報提供を行い、誰でも気軽に自分にあった運動習慣が身につくきっかけづくりを進めていく。

### 2 第6次芦屋すこやか長寿プラン21

(計画期間：平成24年度～26年度・担当課：高齢福祉課・介護保険課)

#### <現状>

- 高齢者スポーツ大会（運動会）の実施  
毎年、秋に芦屋市の高齢者を対象にスポーツ大会を実施している。  
芦屋市老人クラブ連合会と芦屋市が共催、大会の競技種目は、フォークダンスや紅白玉入れ、綱引き、パン食いゲーム、〇×クイズなど  
ボランティアとして、芦屋大学の学生、芦屋学園高等学校、兵庫県立国際高等学校の生徒さんの協力を得ている。
- 健康づくりや交流の場としての公園健康遊具の設置  
芦屋市公園緑地課と協力して、市内33箇所の公園に健康遊具を設置し、高齢者の健康増進を図っている。（健康遊具マップも作成）
- 高齢者のための介護予防拠点としての保健福祉センター開設  
（平成22年7月にオープン）  
高齢者が健康づくりのために自由に利用できるよう開放し、介護予防センターでは、マシントレーニングができる環境の整備と、グループエクササイズプログラムを提供要支援や要介護の状態になるおそれのある人を対象とした介護予防教室「すこやか教室」、また、音楽リズム教室、水浴訓練室（プール）を活用した介護予防教室も実施している。



- 高齢者のための体操教室の実施  
市内の65歳以上の方を対象に老人福祉会館や高齢者生活支援センター等市内各所で体操教室（さわやか教室）を実施している。

#### ＜今後の方向性＞

- 高齢者が楽しみながらスポーツに親しんでいただく機会として芦屋市老人クラブ連合会と連携し高齢者スポーツ大会を継続実施するとともに日常の中で気軽に継続して運動に取り組めるよう自主運動グループを支援する仕組みや、健康遊具の利用促進等介護予防につながる取り組みを強化していきたい。

### 3 障害者（児）福祉計画 第5次中期計画

（計画期間：平成21年度～26年度・担当課：障害福祉課）

#### ＜現状＞

- ふれあい市民運動会の実施  
毎年秋に1回ふれあい市民運動会を実施し、内容については、各障がい者団体・社会福祉協議会等関係機関が実行委員となり、多くの市民が参加できる開催方法や競技内容等意見を出し合い決定している。広報への掲載やチラシの配布を行い、多くの方が参加できるよう努めている。
- 各種スポーツ大会等の周知及び参加支援の推進  
各種スポーツ大会等の開催案内を受け、窓口へのチラシの設置やポスターの掲示を行い、大会の周知を図っている。また、兵庫県のスポーツ大会については、大会に職員が同行し、参加支援を行っている。
- 障がいのある人の生涯学習活動の振興（社会福祉協議会）  
障がい者スポーツ交流広場の実施している。  
ふれあいボウリング大会開催の協力をしている。  
風船バレーボールの活動の支援をしている。
- 障がいのある人のスポーツへの参加（スポーツ推進課との共催）  
障がい者スポーツ推進の核となる指導者を養成、育成するため、平成21年6月芦屋市障がい者スポーツ指導者協議会（主に公認指導員対象）を設立し、芦屋市社会福祉協議会と共催して「障がい者スポーツ交流広場（スポーツ教室）」を定期的（月1回）に開催している。

#### ＜今後の方向性＞

- 障がいのある人の「生きがいづくり」や障がいのある人への理解を促進するためにも、スポーツ・レクリエーション等は重要な意義を持っており、各取り組みについて継続・充実を図りながら、障がいのある人が地域住民の一員としてスポーツ・レクリエーション等に参加できるよう機会づくりを支援していく。

## 4 教育振興基本計画

(計画期間：平成23年度～27年度・担当課：学校教育課)

### <現状>

- 体力・運動能力調査の実施  
全小学校5, 6年生と中学校生を対象に, 新体力テスト調査を継続して実施し, その調査結果を検証, 分析した上で, 今後の指導改善に活かしている。
- 小学校体育活動充実支援事業による学校の体育活動への支援  
文部科学省の委託事業「地域スポーツとトップスポーツの好循環推進プロジェクト」を受けたスポーツ NPO との連携により, 平成24年度から小学校8校に指導補助員を配置し, 学校の体育活動の充実を図っている。(各校年間 145 時間)
- 児童生徒の体力向上に向けた教職員の研修の充実  
打出教育文化センターの委嘱研究グループとして「体力向上部会」を組織し, 幼児児童・生徒の運動意欲や能力を高める指導のあり方について研修や研究協議を行い, その成果を学校園に発信している。
- 幼小連携による子どもの体力向上の研究  
幼小期の体験や運動遊びが, 小・中学生の体力向上の基盤になると捉え, 「小学校体育研究会」を中心に, 学期に2回程度, 小学校と幼稚園の教員の交流会を実施し, 子どもの体力向上や運動遊び等について研究協議や情報交換を行っている。
- 総合遊具の整備  
老朽化した遊具に替えて, 幼稚園(平成24年度), 小学校(平成25年度～平成26年度)に総合遊具を新たに設置し, 子どもの体力向上のための環境の整備を行っている。

### <今後の方向性>

- 幼稚園, 小学校, 中学校の教員が連携して, 子どもの体力向上に向けた指導の研究を進める。
- 児童生徒の体力向上に向けて, 授業や部活動に外部指導者を積極的に活用する。
- 体力運動能力調査を継続して実施し, 8 種目中 3 種目以上が, 県又は国の平均以上となることを目指す。

写真・イラスト

## 第6章 スポーツ団体・学校体育連盟

### における主なスポーツ推進施策

#### 1 特定非営利活動法人芦屋市体育協会

##### <現状>

- 市民スポーツ・文化振興に関する方策の調査・研究事業  
指導者調査を実施している。
- 市民スポーツ・文化の指導，奨励と指導者の養成事業  
クラブマネジャー指導者講習会やスポーツフォーラムを実施している。
- スポーツ施設管理運営事業（指定管理事業）
- 市民スポーツ・文化の振興のための宣伝，啓発事業  
ホームページの開設による情報の発信・スポーツフォトコンテストを実施している。
- 競技、講習会等市民文化スポーツ振興事業
  - ・各種健康教室（ヨガ，ピラティス，気功，パーソナルトレーニングなど）
  - ・介護予防事業（介護予防センター指導運営，地域支援事業への指導者派遣など）
  - ・市民体育大会（総合開会式，体育協会長杯13種目）
  - ・体協チャレンジ（子ども居場所づくり事業）・運動能力テスト
  - ・体協フェスタ・クロリティ大会・ゴーゴーフェスタ・市民ゴルフ大会
  - ・A. C. 芦屋ユナイテッド（総合型地域スポーツクラブの運営）
- 競技力の強化，発展促進事業の実施
  - ・競技力向上研修会を実施している。
  - ・加盟団体（種目協会）へ事業助成（市民スポーツ振興，初心者養成，青少年育成）
- 関係各機関，団体との協力・連絡調整事業
  - ・新年交流会を実施している。
  - ・社会貢献活動支援（芝生化プロジェクト，リレーフォーライフ・リレーマラソンなどへの支援）を行っている。
  - ・あしやスポーツフォーラム<sup>8)</sup>に参加している。
- 体育功労者ならびに優秀選手の表彰事業  
市民体育大会総合開会式で体育功労者ならびに優秀選手を表彰している。

#### 2 芦屋市レクリエーションスポーツ協会

##### <現状>

- グラウンド・ゴルフ，クォーターテニス，ペタンク，フォークダンス，ウォーキング，ミニトランポリン体操，ダンベル体操や各種健康体操グループの15団体が活動

- グラウンド・ゴルフやペタンク、フォークダンスは、広域大会を実施している。
- 健康ウォーキングの普及のため、毎年、秋に「ウォーク&バスツアー」を実施している。
- 健康・体づくりをテーマに毎年、ウエルネスセミナーを実施している。
- 体育協会と共催で、毎年、「スポーツ輪投げ・クロリティー交流大会」を実施している。
- あしやスポーツフォーラムに加盟している。

### 3 スポーツクラブ21ひょうご芦屋市連絡協議会

#### <現状>

- 「スポーツクラブ21ひょうご<sup>4)</sup>」の活動  
市内9クラブ（スポーツ34種目）が定期的に活動している。
- 芦屋市連絡協議会の活動  
クラブ間の連絡及び情報の交換、課題を協議、全県・阪神南地区事業へも参画している。
- 全県・阪神南地区連絡協議会への参画
- 阪神南地区交流フェスティバルの実施及び参加  
毎年、阪神南地区3市（芦屋、西宮、尼崎）の合同スポーツイベントを実施している。  
※芦屋市の当番時は「子ども対抗駅伝」や「親子かけっこ教室」を実施している。
- 全県スポーツ（クラブ）サミットへの参加  
総合型地域スポーツクラブの育成をテーマに9クラブ代表者が参加している。
- 全県種目別スポーツ交流大会（県内10地区で開催）への参加  
芦屋市からミニバスケットボールやグラウンド・ゴルフ等大会に参加している。  
※芦屋市の当番年は「子ども対抗駅伝」を実施している。

### 4 芦屋市中学校体育連盟

#### <現状>

- 芦屋市中学校総合体育大会は、総合開会式を行い、各競技（陸上競技、剣道、バスケットボール、サッカー、バレーボール、卓球、ソフトテニス、軟式野球）毎に競技会を実施（6月下旬から7月中旬まで）している。
- 芦屋市中学校新人大会は、各競技（陸上競技、剣道、バスケットボール、バレーボール、サッカー、卓球、ソフトテニス、軟式野球）毎に競技会を実施（9月中旬から10月下旬まで）している。

# 第7章 計画の目標と基本的考え方

## 1 基本理念（ビジョン）

「するスポーツ・みるスポーツ・ささえるスポーツ<sup>3)</sup>」を推進し、すべての市民が健康で豊かなスポーツ文化<sup>2)</sup>を楽しむことができる環境整備を創る。

## 2 使命（ミッション）

すべての市民、スポーツ団体、学校・大学、行政等が参画し、ささえ、連携・協働し、あしやスポーツ文化<sup>1)</sup>を創る。

## 3 政策目標

目指す姿：「すべての市民、スポーツ団体、学校・大学、行政等が参画し、ささえ、連携・協働を推進し、あしやスポーツ文化を創る」

- 1) ライフステージに応じたスポーツの推進
- 2) スポーツ文化<sup>2)</sup>の推進
- 3) ささえるスポーツ<sup>3)</sup>の推進
- 4) スポーツ団体、学校・大学、行政等における連携・協働の推進

## 4 数値目標

(平成26年～平成35年)

- 1) 週1回以上の実施率が62.0%（2012年）から72.0%になることを目指す。
- 2) 週3回以上の実施率が29.0%（2012年）から39.0%になることを目指す。
- 3) 未実施率（1年間にゼロ）を7.3%（2012年）から4.0%になることを目指す。
- 4) スポーツクラブ加入率が27.3%（2012年）から40.0%になることを目指す。
- 5) 兵庫一、近畿一、日本一のアスリートを増やすことを目指す。

# 第8章 今後の芦屋市スポーツ推進重点施策

## 1 ライフステージに応じたスポーツ推進施策

### <重点分野>

- 幼児・青少年の実施者を増やす。
- 成人・高齢者の実施者を増やす。
- 障がい者の実施者を増やす。
- ファミリースポーツの実施者を増やす。
- アスリートを増やす。

### <具体的施策>

施策名	担当課等	内容	策定時実績	平成31年度方向性
1) 子どものスポーツ機会の拡大と体力づくり実施の増加を推進する施策				
①	幼年期(～5歳)の体力づくりについて	学校教育課 保育課 スポーツ推進課	国(文部科学省)から示された幼児期運動指針 <sup>9)</sup> を元に、運動あそびに取り組む習慣や望ましい生活習慣(栄養指導も含む)を身に付けさせるプログラムの提案など、取組を関係課との連携を図りながら推進する。	実施 充実
②	少年期(小中学生)の体力づくりについて	学校教育課 スポーツ推進課 スポーツ団体	文部科学省制定「新体カテスト測定会」を定期的実施する。(コンピューター分析も実施) (年1回→年2回実施)	実施 充実
③	幼年期～少年期の体力づくりについて	スポーツ推進課	昨今、子どもの体力低下が懸念されることから、保護者に対する運動・栄養などの重要性についての理解促進として、リーフレットを配布するなど啓発を図り、あわせて保護者と子どもが共に行う「ファミリースポーツのつどい」に参加する取り組みを推進する。 (年2回実施)	実施 充実
④	幼年期～少年期のスポーツ指導者育成について	スポーツ推進課 スポーツ団体	スポーツ医・科学を基にした、子どもの発育発達に応じたスポーツ推進や体力向上方策として、スポーツ指導者研修会を実施する。 (年2回実施)	実施 継続
⑤	学校部活動について	学校教育課 スポーツ推進課 スポーツ団体	学校部活動については、外部指導者制度の充実、合同部活動の導入を含め、柔軟な育成システムを推進する。 (推進会議等の立ち上げ)	一部実施 充実
⑥	地域スポーツクラブでの子どもの参加について	生涯学習課 スポーツ推進課	子どものスポーツ環境の充実を図るため、「スポーツクラブ21ひょうご <sup>4)</sup> 」などが、地域におけるスポーツ活動を一層充実するよう働きかける。	実施 継続

施策名		担当課等	内容	策定時実績	平成31年度方向性
2) 成人のスポーツ実施の増加を目指す施策					
①	成人の健康づくりについて	健康課 介護保険課 スポーツ推進課	成人の健康づくりについては、国（厚生労働省）から示された「身体活動基準2013」を踏まえ、スポーツイベントの中で取り入れるなど、その普及・啓発の取り組みを関係課との連携を図りながら推進する。	実施	継続
②	通勤通学時や余暇を利用した体力づくり	経済課 スポーツ推進課	通勤通学時のウォーキングやサイクリング、また風光明媚な六甲山麓への登山・ハイキングなどを奨励するキャンペーンを推進する。	未実施	実施
③	「ラジオ体操」の推進について	スポーツ推進課	世代を超え、誰もが参加してきた「ラジオ体操」を見直し、指導者の研修会や市民対象の競技会を行うなどして、充実を図り推進する。（全国体操巡回講習会誘致を推進する）	未実施	実施
④	壮年～中年期（30～50代）の体力づくりについて	健康課 介護保険課 スポーツ推進課	スポーツ実施率の低い壮年～中年期のスポーツをする参加機会の拡充を図るため、スポーツ参加が困難な要因を踏まえ、スポーツを身近に親しむことができる交流の場を設定できるよう、できるだけ地域で出向いて、気軽に参加できる機会を提供する。 （市内9か所×年1回程度実施）	実施	継続
⑤	高齢者の体力づくりについて	高齢福祉課 介護保険課 スポーツ推進課	ますます高齢化が進展するため、介護予防の観点からも、環境・嗜好・適性に応じて、無理なく日常的に取り組めることができるプログラムを開発し、高齢者に対するスポーツの参加機会の提供を継続して行うとともに、その普及・啓発を図る。 （市内9か所×年1回程度実施）	実施	継続
⑥	地域スポーツクラブについて	生涯学習課 スポーツ推進課 スポーツ団体	スポーツ団体や「スポーツクラブ21ひょうご <sup>4)</sup> 」に対して、スポーツ未実施者やスポーツが苦手な人に対するスポーツへの参加のきっかけづくりの取り組みとして行っている「オープンスクール」などを継続して行うよう働きかける。	実施	継続
3) 障がいのある人のスポーツ実施の増加を目指す施策					
①	初心者対象の「障がい者スポーツ教室」について	障害福祉課 社会福祉協議会 スポーツ推進課 障がい者団体	障がい者スポーツのすそ野拡大のため、現在取り組んでいる事業（障がい者とのスポーツ交流ひろば）等の充実を図り、体力や年齢、技術、関心、個々人の適性等に応じて楽しむことができるよう、関係機関や関係課との連携を図る。 （月1回程度実施）	実施	継続
②	障がい者スポーツ選手の育成について	障害福祉課 スポーツ推進課 スポーツ団体	芦屋市障がい者スポーツ指導者協議会等と連携して、選手の育成とそのためへの競技会誘致をすすめる。 （2種目程度の競技会誘致）	未実施	実施
③	現況調査の実施について	障害福祉課 スポーツ推進課	公共スポーツ施設等を対象に、障がい者スポーツへの適応状況を調査し、その結果を広く市民に周知公表するとともに、受入施設の充実を図る。 （市民意識調査時に実施）	未実施	実施

施策名		担当課等	内容	策定時実績	平成31年度方向性
4) アスリートのためのスポーツ（競技カレベルの向上）を推進させる施策					
①	アスリート育成のための指導者研修会について	学校教育課 スポーツ推進課 スポーツ団体	アスリートを増やすため、スポーツ団体等と連携して兵庫一、近畿一、日本一のアスリートを増やすための競技力向上策として、優秀な指導者等を招聘して研修会を開催する。 (年1回程度実施)	実施	継続
②	スポーツ指導者の資質向上のための研修会について	学校教育課 スポーツ推進課 スポーツ団体	アスリートの指導において、平成25年7月作成の「スポーツ指導者の資質能力向上のための有識者会議（タスクフォース <sup>10)</sup> 報告書」を参考に、勝利至上主義に偏り、体罰等行き過ぎた指導を正当化することなく、発達段階に即した適切、効果的な指導ができるよう、スポーツ団体等と連携して指導者等への研修会の機会を増やすなどして資質の向上を推進する。 (年1回程度実施)	実施	継続
③	アスリートの支援について	スポーツ推進課	スポーツ活動助成金制度により、広域のスポーツ競技会出場に対して、経費の一部を助成する。	実施	継続

## 2 スポーツ文化の推進施策

### <重点分野>

- 身近なスポーツ環境の整備
- 顕彰制度の充実
- あしやスポーツ文化<sup>1)</sup>の充実
- みるスポーツ文化の充実

### <具体的施策>

施策名		担当課等	内容	策定時実績	平成31年度方向性
①	スポーツ施設の観客席の整備について	公園緑地課 スポーツ推進課	「みるスポーツ」の充実を図るため、スポーツ施設の改修時期に合わせて、観客席などの整備を進める。	未実施	実施
②	スポーツ施設の文化機能の整備について	スポーツ推進課	「あしやスポーツ文化 <sup>1)</sup> 」の充実を図るため、スポーツ施設の改修時期に合わせ、ミュージアム機能を持ったフロアなどの整備を進める。	未実施	実施
③	スポーツ文化（歴史を含む）の資料や情報の収集について	スポーツ推進課 スポーツ団体	芦屋市や阪神間で育ったスポーツ文化や伝統的スポーツに係る資料や情報の収集を行い、市民への情報提供を推進する。	未実施	実施



施策名		担当課等	内 容	策定時 実績	平成 31 年度 方向性
④	スポーツ顕彰制度について	スポーツ推進課	芦屋市スポーツ表彰では、スポーツ選手や指導者だけの顕彰制度であるため、今後はスポーツボランティアやスポーツ文化人の表彰をすすめるなどして、その充実を図る。	実施	充 実
⑤	スポーツ文化行事について	スポーツ推進課 スポーツ団体	「あしやスポーツ文化 <sup>1)</sup> 」を育てるため、スポーツ絵画展、フォトコンテストやポスター展などの文化的行事をスポーツ団体と連携して開催する。また、芦屋伝統的スポーツ(登山, テニス, ゴルフなど)を継承する各種行事を推進する。	一 部 実施	実施

### 3 ささえるスポーツの推進施策

#### <重点分野>

- 指導者の養成と活用
- スポーツボランティアの育成と活用
- 障がい者スポーツ組織の充実

#### <具体的施策>

施策名		担当課等	内 容	策定時 実績	平成 31 年度 方向性
①	スポーツ指導者の養成について	スポーツ推進課 スポーツ団体	継続的なスポーツ実践者の増大を図るためには、質の高い指導者が不可欠であり、スポーツ団体等と連携して、継続して研修会を開催する。また、日本体育協会等の有資格者養成講習会に派遣するなどして、公認スポーツ指導者を増やす。	実施	継 続
②	スポーツ推進委員の増員について	スポーツ推進課	地域のニーズに應えるため、5人程度(現在 25 人)の増員(人口 3 千人に 1 人の割合を目指す)を図るとともに、スポーツ有資格取得者を増やしていく。 (25人→30人)	実施	充 実
③	スポーツボランティアの養成について	スポーツ推進課 スポーツ団体	スポーツイベント等の運営を支えるスポーツボランティアは「するスポーツ」、「みるスポーツ」と同様、スポーツへの関わり方の一つである「ささえるスポーツ <sup>3)</sup> 」での成功に導く大きな要素となっている。今後は、各スポーツイベントへの要請をしたり、スポーツボランティア研修会などを開催して、充実を図っていく。 (ボランティア研修会年 1 回実施)	実施	充 実

施策名		担当課等	内 容	策定時 実績	平成 31 年度方 向性
④	女性指導者（役員）の養成について	スポーツ推進課 スポーツ団体	スポーツ界（団体）における女性指導者及び役員の登用・活用を図るよう進めていく。	実 施	充 実
⑤	障がい者スポーツ推進組織について	障害福祉課 社会福祉協議会 スポーツ推進課	芦屋市障がい者スポーツ指導者協議会や関係課等の連携により、芦屋市における障がい者スポーツ推進組織づくりを推進する。	未実施	実 施

## 4 スポーツ団体，学校・大学，行政等における

### 連携・協働の推進施策

#### <重点分野>

- スポーツ団体間の連携・協働の推進
- 行政内や広域行政との連携・協働の推進
- あしやスポーツフォーラムの充実

#### <具体的施策>

施策名		担当課等	内 容	策定時 実績	平成 31 年度方 向性
①	スポーツ団体間の連携・協働について	スポーツ推進課 スポーツ団体	スポーツ団体間の交流事業を支援するとともに、それぞれの課題を相談する事業を進める。	実 施	継 続
②	行政内での連携・協働について	スポーツ推進課 関係課	庁内に「芦屋市スポーツ施策推進本部」を設置し、スポーツや健康・体力づくり推進に係る関係課間の連絡調整を図ることにより、総合的・効果的なスポーツ推進施策を進めていく。	実 施	継 続
③	阪神間等のスポーツ行政との連携・協働について	スポーツ推進課	阪神間（スポーツ行政担当者連絡協議会を年2回開催）や兵庫県等のスポーツ行政との連携・協働を推進する。	実 施	継 続
④	近隣の大学等との連携について	スポーツ推進課 大学等	知的情報機関である近隣大学等と行政との連携・協働により、スポーツ科学研究人材の交流や施設の開放等、スポーツを通じた地域貢献活動をするよう働きかける。	実 施	継 続
⑤	「あしやスポーツフォーラム <sup>8)</sup> 」の充実について	スポーツ推進課 スポーツ団体	特定非営利活動法人芦屋市体育協会、芦屋市レクリエーションスポーツ協会、芦屋市スポーツ推進委員会、スポーツクラブ21ひょうご芦屋市連絡協議会で構成する「あしやスポーツフォーラム <sup>8)</sup> 」の組織充実を図るため、今後、学校体育団体や大学、スポーツNPOを含む民間事業者等の加入を促進させ、スポーツ推進を支援していく。 (各団体の加盟推進)	実 施	充 実





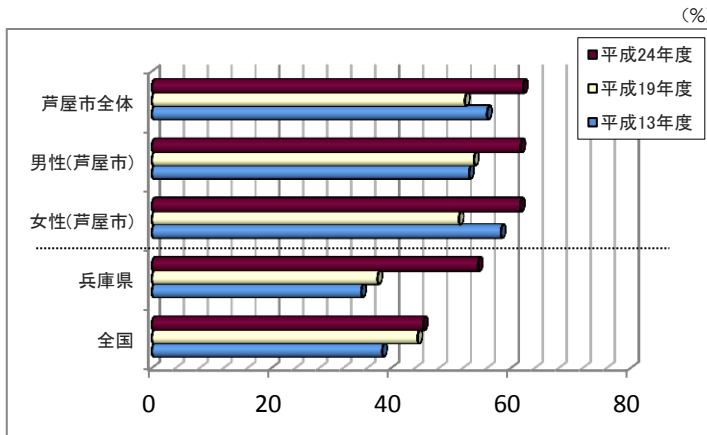
# 參考資料

# 1 芦屋市スポーツ活動に関する市民意識調査 概要

印「※」は複数回答可の設問

\* 市民意識調査等の結果の値について、複数回答が可能な設問である場合や小数点以下の端数処理等のため、内訳の合計が100%となっておりません。

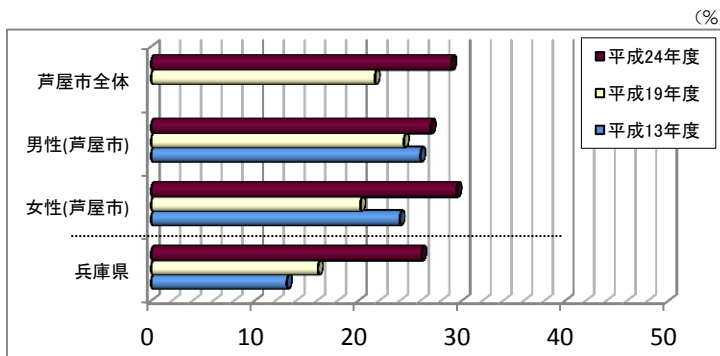
## ① スポーツの週1回以上の定期的実施者



項目	平成13年度	平成19年度	平成24年度
全国	(16年度) 38.5	(18年度) 44.4	(21年度) 45.3
兵庫県	(9年度) 35.0	(18年度) 37.7	(22年度) 54.5
女性(芦屋市)	58.3	51.3	61.5
男性(芦屋市)	53.0	53.8	61.6
芦屋市全体	56.0	52.3	62.0

週1回以上の「定期的実施者」は62.0%であり、前回調査（H19）の52.3%、前々回調査（H13）の56.0%より増加している。男性においては前々回（53.0%）から前回（53.8%）にかけてやや増加し、今回にかけても61.6%と大きく増加した。女性においては前々回（58.0%）から前回（51.3%）にかけて減少していたが、今回は61.5%となっており、こちらも大きく増加した。全国調査（H21）では45.3%、兵庫県民スポーツ意識調査（H22）では54.5%となっており、芦屋市民のスポーツ実施率が高いことがわかる。前回調査と比較すると、男女とも壮年層の定期的実施者が大幅に増加した。

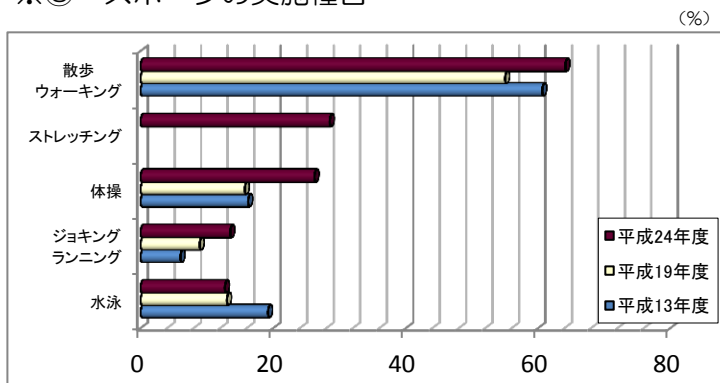
## ② スポーツの週3回以上の定期的実施者



項目	平成13年度	平成19年度	平成24年度
兵庫県	(9年度) 13.1	(18年度) 16.1	(22年度) 26.1
女性(芦屋市)	24.0	20.2	29.5
男性(芦屋市)	26.0	24.4	27.0
芦屋市全体		21.6	29.0

週3回以上の「定期的実施者」は29.0%であり、前回調査（H19）の21.6%、より増加している。男性においては前々回（26.0%）から前回（24.4%）にかけてやや減少したが、今回は27.0%と大きく増加した。女性においても前々回（24.0%）から前回（20.2%）にかけて減少していたが、今回は29.5%となっており、こちらも大きく増加した。、兵庫県民への調査（H22）では26.1%となっており、芦屋市民のスポーツ実施率が高いことがわかる。前回、前々回の調査と比較すると、男女とも実施者が大幅に増加した。

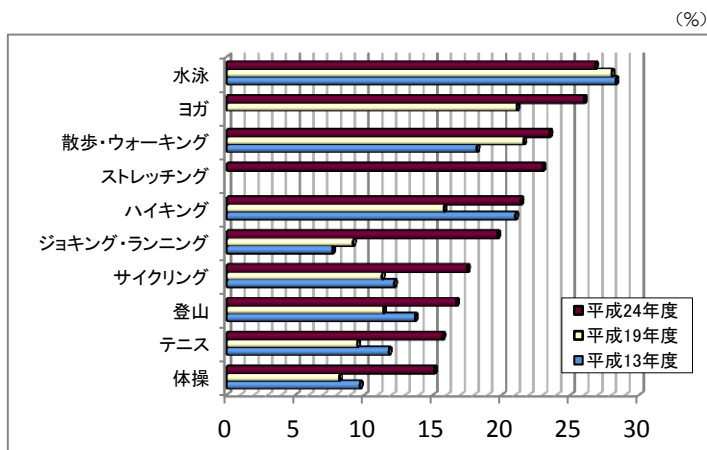
## ※③ スポーツの実施種目



項目	平成13年度	平成19年度	平成24年度
水泳	19.2	13.0	12.7
ジョキング ランニング	6.0	8.9	13.5
体操	16.2	15.7	26.2
ストレッチング			28.5
散歩 ウォーキング	60.6	55.0	64.1

実施種目は、1位「散歩・ウォーキング」（64.1%）となっており、前回の55.0%よりさらに増加している。続いて、2位「ストレッチング」（28.5%）、3位「体操」（26.2%）、4位「ジョキング・ランニング」（13.5%）、5位「水泳」（12.7%）の順であり、「個人で気軽に行える運動」が特徴であると言える。

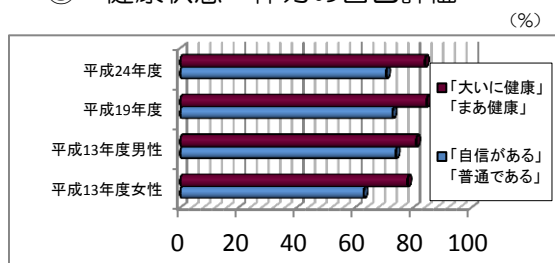
## ※④ 実施希望種目



項目	平成13年度	平成19年度	平成24年度
体操	9.7	8.2	15.1
テニス	11.8	9.5	15.7
登山	13.7	11.4	16.7
サイクリング	12.2	11.3	17.5
ジョキング・ランニング	7.7	9.2	19.7
ハイキング	21.0	15.8	21.4
ストレッチング			23.0
散歩・ウォーキング	18.2	21.6	23.5
ヨガ		21.1	26.0
水泳	28.3	28.0	26.8

実施希望種目は、1位「水泳」（26.8%）、2位「ヨガ」（26.0%）、3位「散歩・ウォーキング」（23.5%）、4位「ストレッチング」（23.0%）、5位「ハイキング」（21.4%）、6位「ジョキング・ランニング」（19.7%）、7位「サイクリング」（17.5%）、8位「登山」（16.7%）、9位「テニス」（15.7%）、10位は「体操」（15.1%）となっており、「個人で気軽に行える運動」に加え、『アウトドアスポーツ』も上位に入っている。特に、男性では「ジョキング・ランニング」と「サイクリング」の増加が顕著である。女性では「ストレッチング」と「体操」の伸びが大きい。

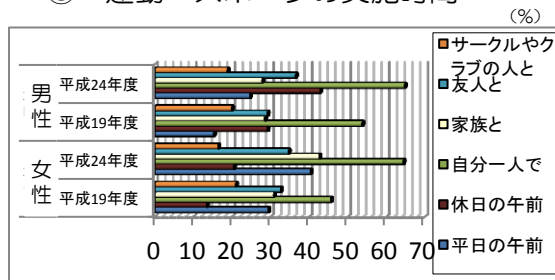
## ⑤ 健康状態・体力の自己評価



項目	平成13年度女性	平成13年度男性	平成19年度	平成24年度
「自信がある」「普通である」	63.0	74.0	72.9	70.7
「大いに健康」「まあ健康」	78.0	81.0	84.6	84.0

健康状態・体力の自己評価において、健康状態にある程度自信を持っている人（「大いに健康」と「まあ健康」）は84.0%であった。前回調査よりも男性では0.7ポイント、女性では0.9ポイント減少した。体力にある程度自信を持っている人（「自信がある」と「普通である」）は70.7%であり、前回調査より2.2ポイント減少した。

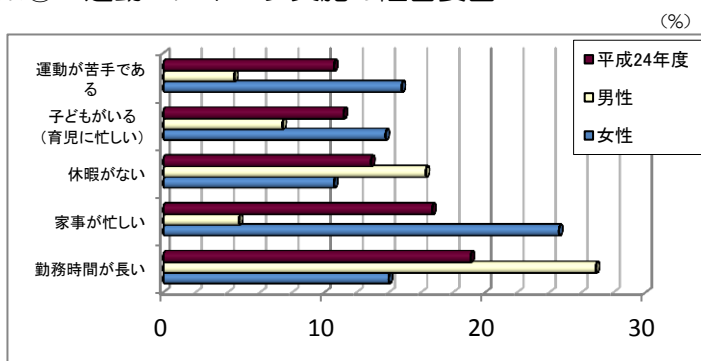
## ⑥ 運動・スポーツの実施時間



項目	女性		男性	
	平成19年度	平成24年度	平成19年度	平成24年度
平日の午前	29.5	40.4	15.4	24.7
休日の午前	13.6	20.6	29.3	42.9
自分一人で	45.7	64.5	53.8	64.8
家族と	30.9	42.7	28.6	27.9
友人と	32.7	34.8	29.3	36.6
サークルやクラブの人と	21.1	16.5	20.1	18.9

運動・スポーツの実施時間としては、男性では「休日の午前」、女性では「平日の午前」が大幅に増加している。実施仲間は、「1人で」が大幅に増加し、「家族と」と「友人と」も増加しているが、「サークルやクラブの人と」が減少している。

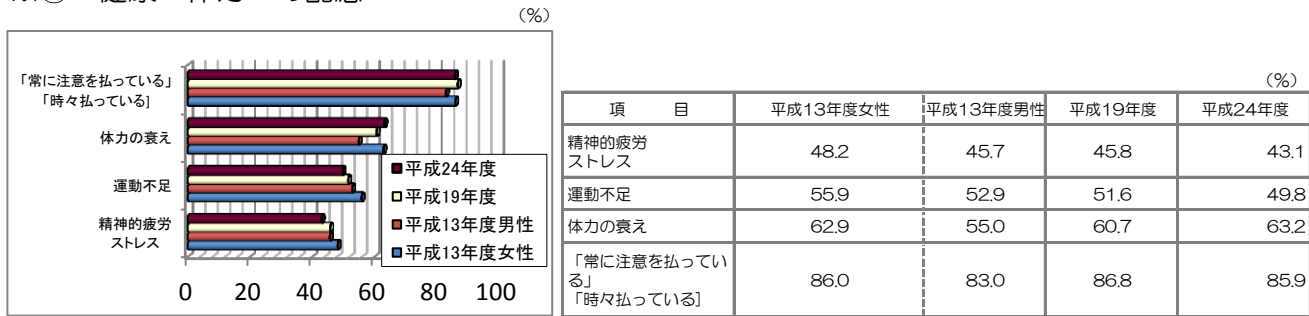
## ※⑦ 運動・スポーツ実施の阻害要因



項目	女性	男性	平成24年度
勤務時間が長い	14.0	26.9	19.1
家事が忙しい	24.6	4.7	16.7
休暇がない	10.6	16.3	12.9
子どもがいる（育児に忙しい）	13.8	7.4	11.2
運動が苦手である	14.8	4.4	10.6

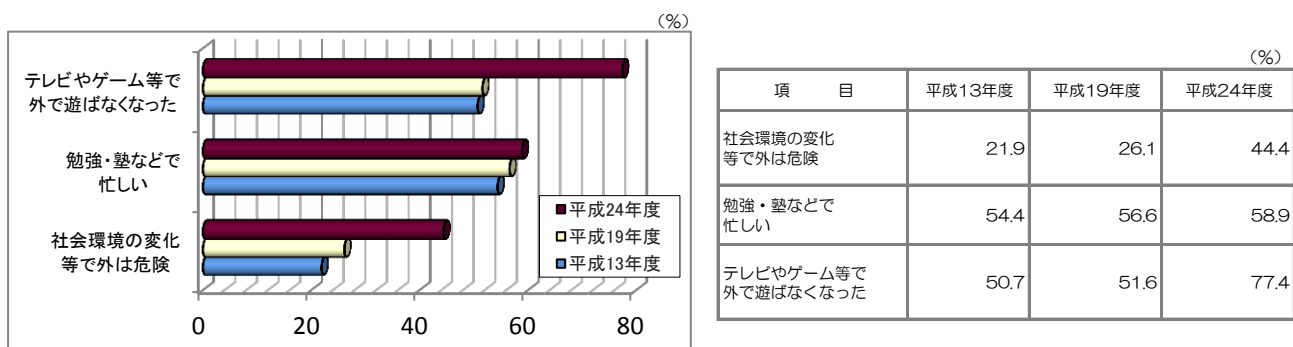
運動・スポーツ実施の阻害要因は、『時間的要因』と『経済的要因』が上位を占めているが、男性においては「勤務時間が長い」、「休暇がない」などといった『時間的要因』が占める割合が多い。女性においては、「家事が忙しい」、「子どもがいる」、「運動が苦手である」などといった性

※⑧ 健康・体力への配慮



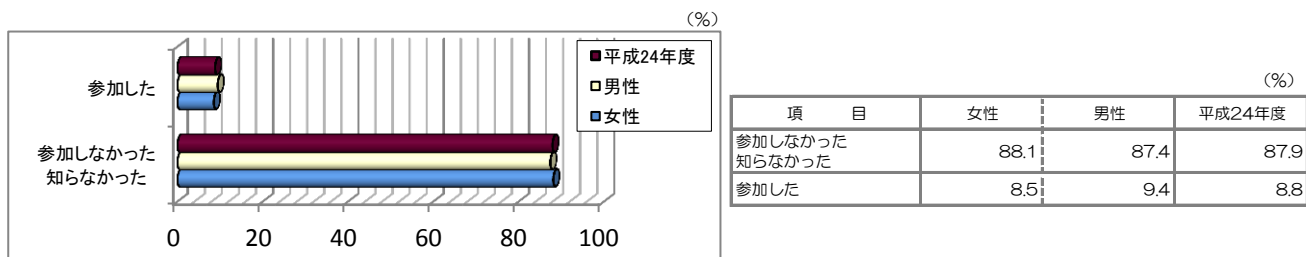
健康・体力へ配慮においては、「常に注意を払っている」「時々払っている」人の合計が85.9%となっており、9割弱の人が健康・体力への配慮に注意を払っている。また、健康・体力に関する自覚症状については、1位「体力の衰え」（63.2%）、2位「運動不足」（49.8%）、3位「精神的な疲労やストレス」（43.1%）となっており、「体力の衰え」、「肉体的な疲労」は前回、前々回と比べ増加している。一方、「運動不足」を感じる人が前々回、前回、今回と調査を重ねるたびに減っている。また、「食生活に気をつける」人が7割を超え、「睡眠や休養をよくとる」人が6割に上ることから、健康で活動的な生活を送っている人も増えていることがわかる。

※⑨ 子どもの運動不足の理由



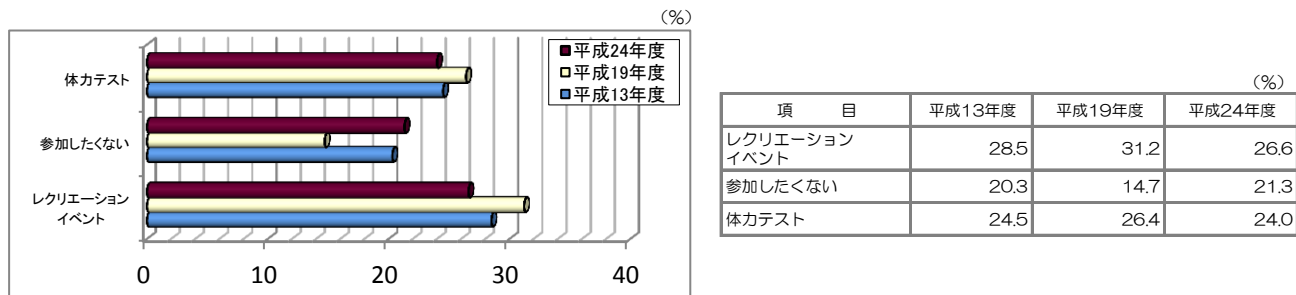
子どもの運動不足の理由は、1位「テレビを見る時間やゲームをする時間等が多く、外で遊ばなくなった」（77.4%）が前回（51.6%）、前々回（50.7%）と比べ、大幅に増加していることが注目される。続いて、2位「勉強・塾などに忙しくて時間がない」（58.9%）、3位「社会環境の変化（交通事故、犯罪等）に伴い、外は危険である」（44.4%）となっている。

⑩ スポーツ行事への参加



市教育委員会や市体育協会、スポーツクラブ<sup>2</sup>（ひょうご<sup>4</sup>）・コミスク<sup>5</sup>）などが催すスポーツ行事への参加は、「参加した」が全体8.8%、男性9.4%、女性8.5%となっている。一方、不参加の人（「参加しなかった」と「知らなかった」）は87.9%になっており、参加率としては低いものになっている。

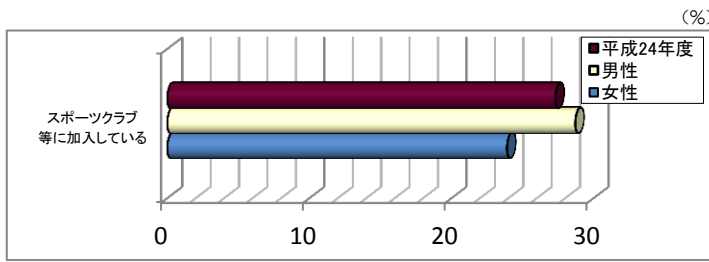
※⑪ 今後参加したい地域スポーツ行事



今後参加したい地域スポーツ行事に関しては、前回と比べやや減少しているものの、1位「レクリエーション・イベント」（26.6%）、2位「体カテスト」（24.0%）となっているが、一方で、3位の「参加したくない」（21.3%）が前回と比べ6.6ポイント増加している。



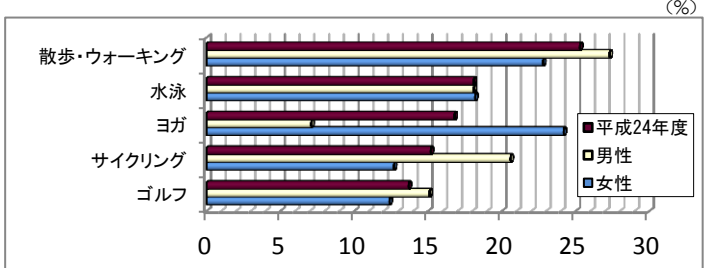
⑫ スポーツクラブや同好会への加入状況



項目	女性	男性	平成24年度
スポーツクラブ等に加入している	23.9	28.7	27.3

スポーツクラブや同好会への加入状況は、「加入している」が全体で27.3%、男性28.7%、女性23.9%となっており、男性の割合がやや高い。また、男性においては中年層の「過去に加入していたが、今は加入していない」の割合が高い。女性においては、年代が上がるにつれて「加入している」の割合が高くなっている。今後加入したいスポーツクラブや同好会は、前回、前々回と比べて、「民間スポーツクラブ（フィットネスクラブ）や会員制のクラブ」が大幅に増加しており、特に女性の民間クラブ志向が強い。

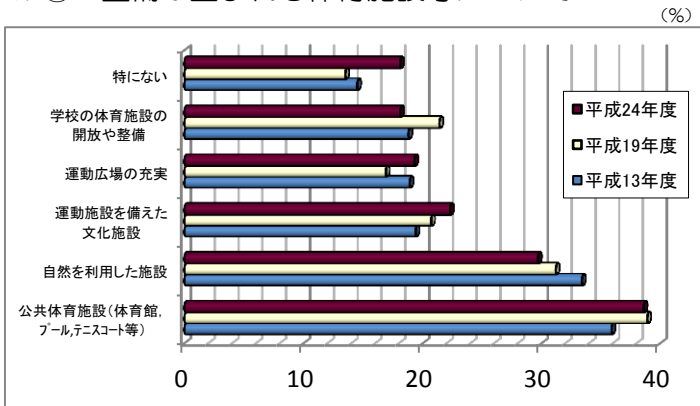
※⑬ 市民が整備してほしいと考えている運動・スポーツ施設の種目



項目	女性	男性	平成24年度
ゴルフ	12.4	15.1	13.7
サイクリング	12.7	20.6	15.2
ヨガ	24.2	7.1	16.8
水泳	18.2	18.1	18.1
散歩・ウォーキング	22.8	27.3	25.3

市民が整備してほしいと考えている運動・スポーツ施設の種目は、1位「散歩・ウォーキング」（25.3%）、2位「水泳」（18.1%）、3位「ヨガ」（16.8%）、4位「サイクリング」（15.2%）、5位「ゴルフ場（練習場）」（13.7%）となっている。男性においては「サイクリング」、「ジョギング・ランニング」、「釣り」を行える屋外施設がほしいと回答した人が女性よりも多く、女性においては「ヨガ」、「ストレッチング」、「ダンス」を行える屋内施設がほしいと回答した人が男性よりも多い。つまり、男性は『アウトドアスポーツ』を行える自然、道路の整備を求めているが、女性は『スタジオプログラム』を行える身近な屋内施設を求めていることが示唆される。

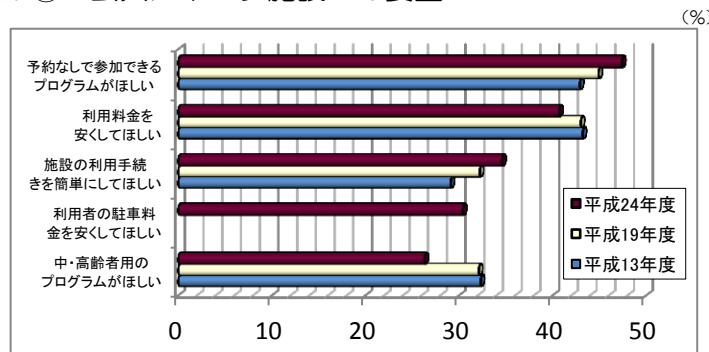
※⑭ 整備が望まれる体育施設等について



項目	平成13年度	平成19年度	平成24年度
公共体育施設（体育館, プール, テニスコート等）	35.9	38.9	38.6
自然を利用した施設	33.4	31.2	29.7
運動施設を備えた文化施設	19.4	20.7	22.3
運動広場の充実	18.9	16.9	19.3
学校の体育施設の開放や整備	18.8	21.4	18.1
特になし	14.5	13.5	18.1

整備が望まれる体育施設については、1位「公共体育施設（体育館、プール、テニスコート等）」（38.6%）、2位「自然を利用した施設」（29.7%）、3位「運動施設を備えた文化施設」（22.3%）、4位「運動広場の充実」（19.3%）、5位「学校の体育施設の開放や整備」（18.1%）、6位「特になし」（18.1%）となっている。今回、前回、前々回とも1位は変わらず「公共体育施設（体育館、プール、テニスコート等）」の整備となっている。

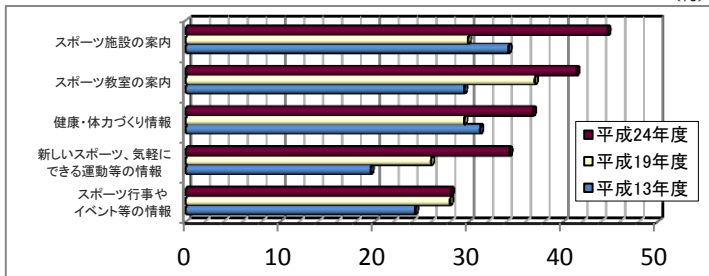
※⑮ 公共スポーツ施設への要望



項目	平成13年度	平成19年度	平成24年度
中・高齢者用のプログラムがほしい	32.3	32.1	26.3
利用者の駐車料金を安くしてほしい	30.4	30.4	30.4
施設の利用手続きを簡単にしてほしい	29.1	32.2	34.6
利用料金を安くしてほしい	43.2	43.0	40.7
予約なしで参加できるプログラムがほしい	42.9	44.9	47.4

公共スポーツ施設への要望としては、1位「予約なしで参加できるプログラムがほしい」（47.4%）、2位「利用料金を安くしてほしい」（40.7%）、3位「施設の利用手続きを簡単にしてほしい」（34.6%）、4位「利用者の駐車料金を安くしてほしい」（30.4%）、5位「中・高齢者用のプログラムがほしい」（26.3%）となっている。前回、前々回と比較すると、「中・高齢者用のプログラムがほしい」、「クラブハウスやくつろぐ場がほしい」といった項目が今回はやや減少している。

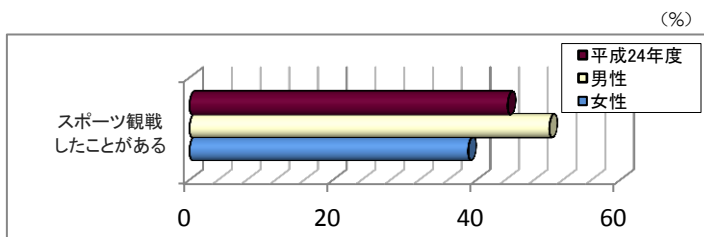
※⑯ 運動・スポーツ情報のニーズ (%)



項目	平成13年度	平成19年度	平成24年度
スポーツ行事やイベント等の情報	24.3	28.0	28.1
新しいスポーツ、気軽にできる運動等の情報	19.6	26.0	34.3
健康・体力づくり情報	31.2	29.5	36.8
スポーツ教室の案内	29.5	37.0	41.4
スポーツ施設の案内	34.2	29.9	44.7

運動・スポーツ情報のニーズは、1位の「スポーツ施設の案内」(44.7%)が前回、前々回と比べて大幅に増加していることから、身近な場所で運動・スポーツを行いたいと感じている人が増えていると言える。続いて、2位「各種スポーツ教室の案内」(41.4%)、3位「健康・体力づくり情報」(36.8%)、4位「新しいスポーツ、気軽にできる運動・スポーツなどの情報」(34.3%)、5位「スポーツ行事やスポーツイベントの情報」(28.1%)となっている。これらの情報は主に「広報あしや」、「新聞・雑誌」、「知人や近所の友人」等から得ている。

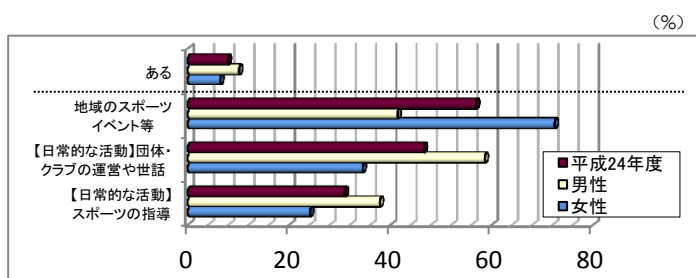
⑰ スポーツの試合の観戦 (%)



過去1年間にテレビの視聴等を除き、直接スポーツの試合を観戦したことのある人は44.3%となっている。男性においては50.1%、女性においては38.8%となっており、男性の方が直接スポーツ観戦をしたことのある人が多い。

項目	女性	男性	平成24年度
スポーツ観戦したことがある	38.8	50.1	44.3

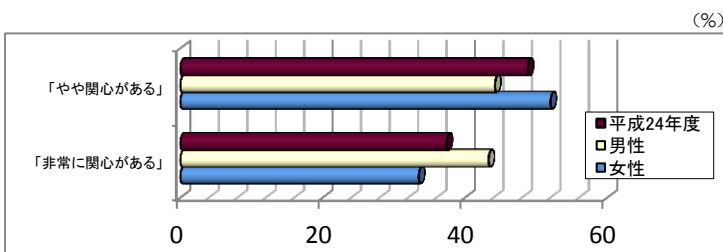
※⑱ 過去1年間のスポーツボランティア経験 (%)



項目	女性	男性	平成24年度
【日常的な活動】スポーツの指導	24.1	37.9	31.0
【日常的な活動】団体・クラブの運営や世話	34.5	58.6	46.6
地域のスポーツイベント等	72.4	41.4	56.9
ある	6.4	10.1	7.9

過去1年間のスポーツボランティア経験は「ある」と回答した人は全体で7.9%、男性10.1%、女性6.4%となっており、9割強の人がない。スポーツ・ボランティアの内訳としては、1位「【地域のスポーツイベント】大会・イベントの運営や世話」(56.9%)、2位「【日常的な活動】団体・クラブの運営や世話」(46.6%)、3位「【日常的な活動】スポーツの指導」(31.0%)となっている。男性においてはスポーツの審判を行っている人が多く、女性においては地域のスポーツイベントの運営や世話を行っている人が多い。

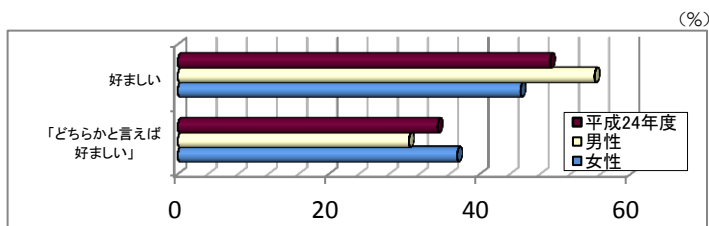
⑲ 国際大会への関心について (%)



項目	女性	男性	平成24年度
非常に関心がある	33.5	43.3	37.4
やや関心がある	52.0	44.2	48.8

国際大会への関心については、「非常に関心がある」が全体37.4%、男性43.3%、女性33.5%、「やや関心がある」が全体48.8%、男性44.2%、女性52.0%となっており、芦屋市民のスポーツの国際大会への関心は高い。

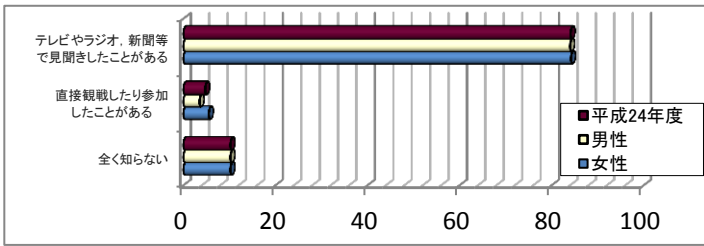
⑳ 国際大会をわが国で開催することに関して (%)



項目	女性	男性	平成24年度
どちらかと言えば好ましい	37.0	30.6	34.4
好ましい	45.4	55.2	49.3

国際大会をわが国で開催することに関しては、「好ましい」が全体49.3%、男性55.2%、女性45.4%、「どちらかと言えば好ましい」が全体34.4%、男性30.6%、女性37.0%となっており、8割強の人が我が国での国際大会の開催について好ましいと考えている。

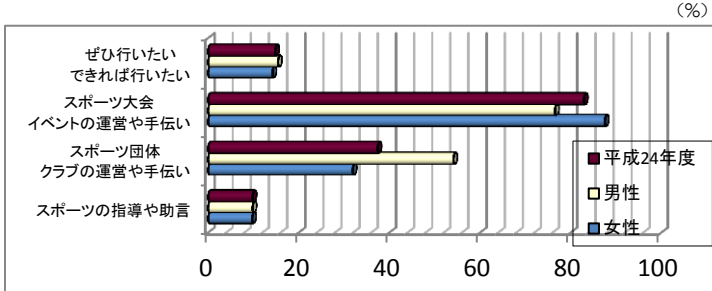
※⑳ 障がい者スポーツへの関わり



項目	女性	男性	平成24年度
全く知らない	10.2	10.2	10.2
直接観戦したり参加したことがある	5.5	3.5	4.7
テレビやラジオ、新聞等で見聞きしたことがある	84.2	84.0	84.1

障がい者スポーツへの関わりは、1位「テレビやラジオ、新聞などで、間接的に見たり聞いたことがある」（84.1%）、2位「全く知らない」（10.2%）、3位「直接観戦したり、または参加したことがある」（4.7%）となっており、8割強の人が間接的な関わりとなっている。

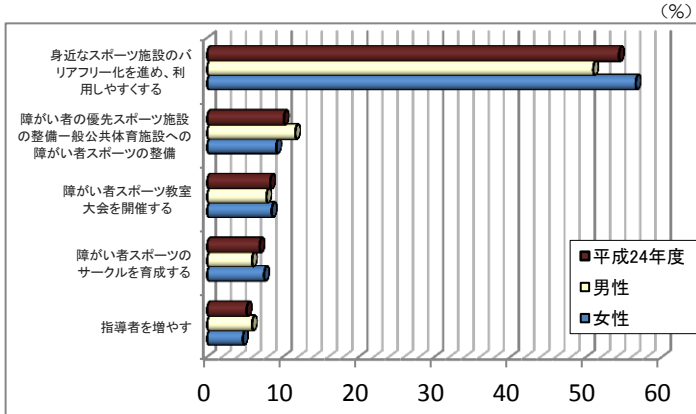
※㉑ 障がい者スポーツを支援するボランティア活動



項目	女性	男性	平成24年度
スポーツの指導や助言	9.7	9.8	9.8
スポーツ団体 クラブの運営や手伝い	31.9	54.1	37.4
スポーツ大会 イベントの運営や手伝い	87.5	76.5	82.9
ぜひ行きたい できれば行きたい	14.2	15.4	14.8

障がい者スポーツを支援するボランティア活動への希望は、「ぜひ行きたい」、「できれば行きたい」と積極的な意見を合わせると、全体で14.8%、男性15.4%、女性14.2%となっている。「ぜひ行きたい」、「できれば行きたい」と回答した人の内訳は、1位「スポーツ大会・イベントの運営や手伝い」（82.9%）、2位「スポーツ団体・クラブの運営や手伝い」（37.4%）、3位「スポーツの指導や助言」（9.8%）の順である。

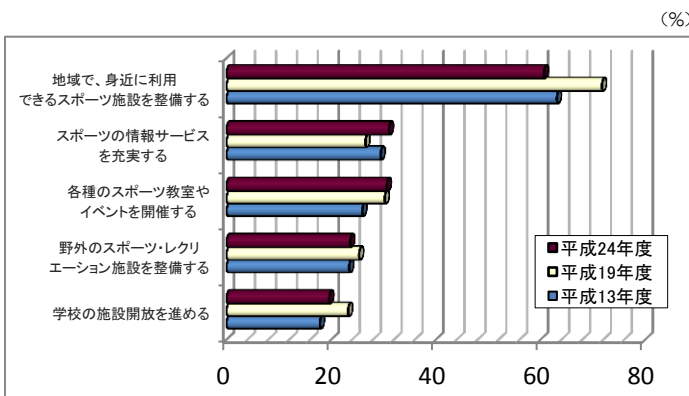
※㉒ 障がい者スポーツの普及・推進に関する意見



項目	女性	男性	平成24年度
指導者を増やす	4.7	5.9	5.2
障がい者スポーツのサークルを育成する	7.5	5.9	6.9
障がい者スポーツ教室 大会を開催する	8.5	7.8	8.3
障がい者の優先スポーツ施設の整備一般公共体育施設への障がい者スポーツの整備	9.1	11.6	10.1
身近なスポーツ施設のバリアフリー化を進め、利用しやすくする	56.5	50.9	54.3

障がい者スポーツの普及・推進に関する意見としては、1位は「身近なスポーツ施設のバリアフリー化を進め、利用しやすくする」（54.3%）、2位「障がい者の優先スポーツ施設の整備一般公共体育施設に障がい者スポーツ用具を整備する」（10.1%）、3位「障がい者スポーツ教室・大会を開催する」（8.3%）、4位「障がい者スポーツのサークルを育成する」（6.9%）、5位「指導者を増やす」（5.2%）の順である。

※㉓ スポーツ振興に関する要望



項目	平成13年度	平成19年度	平成24年度
学校の施設開放を進める	17.8	23.2	19.6
野外のスポーツ・レクリエーション施設を整備する	23.4	25.3	23.6
各種のスポーツ教室やイベントを開催する	25.9	30.2	30.6
スポーツの情報サービスを充実する	29.4	26.5	31.0
地域で、身近に利用できるスポーツ施設を整備する	63.1	71.7	60.6

スポーツ振興に関する要望としては、1位「地域で、身近に利用できるスポーツ施設を整備する」（60.6%）、2位「スポーツの情報サービスを充実する」（31.0%）、3位「各種のスポーツ教室やイベントを開催する」（30.6%）、4位「野外のスポーツ・レクリエーション施設を整備する」（23.6%）、5位「学校の施設開放を進める」（19.6%）となっている。性別で比較すると、男性においては「野外のスポーツ・レクリエーション施設を整備する」が女性より多くなっており、女性においては「地域で、身近に利用できるスポーツ施設を整備する」が男性よりも多くなっている。

## 2 芦屋市スポーツ推進計画（あしやスポーツ文化プラン）の答申

### ～ダイジェスト版～

<b>基本理念（ヴィジョン）</b>			
「“するスポーツ”、“みるスポーツ”、“ささえるスポーツ”を推進し、すべての市民が健康で豊かなスポーツ文化 <sup>1)</sup> を楽しむことができる環境を創る」			
<b>使 命（ミッション）</b>			
「すべての市民、スポーツ団体、学校・大学、民間事業者、行政等が参画し、ささえ、連携・協働を推進し、あしやスポーツ文化を創る」			
<b>&lt;政策目標&gt;</b>			
ライフステージに応じた スポーツの推進	スポーツ文化の推進	ささえるスポーツ の推進	スポーツ団体・行政・ 学校等における連携・ 協働の推進
<b>&lt;重点分野&gt;</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児/青少年の実施者を増やす。</li> <li>・ 成人/高齢者の実施者を増やす。</li> <li>・ 障がい者の実施者を増やす。</li> <li>・ ファミリースポーツの実施者 を増やす。</li> <li>・ アスリートを増やす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身近なスポーツ環境の 整備</li> <li>・ 顕彰制度の充実</li> <li>・ あしやスポーツ文化 の充実</li> <li>・ みるスポーツの充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導者の養成と活用</li> <li>・ スポーツボランティア の育成と活用</li> <li>・ 障がい者スポーツ組織 の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツ団体間の連携・ 協働の推進</li> <li>・ 行政内の連携・協働の 推進</li> <li>・ あしやスポーツフォー ラムの充実</li> </ul>

#### 1) スポーツ文化

スポーツは、世代から世代へと継承し、発展してきた人類固有の文化です。21世紀に入り、スポーツは運動能力の優れたアスリートや若者だけの活動ではなく、ライフステージを通じて一人ひとりが楽しむことができるスポーツ文化として認知されるようになりました。

#### 2) あしやスポーツ文化

芦屋は1900年代から1930年代にかけて、阪神間にはぐくまれた近代的な芸術、文化、生活様式、“阪神モダニズム”の中心地です。芦屋市においては、ゴルフ、テニス、ボート、サッカー、ウォーキング、ジョギングなど、伝統的な運動・スポーツが発展してきました。

#### 3) あしやスポーツフォーラム

芦屋市におけるスポーツ団体、学校・大学、民間事業者、行政等をつなぐネットワーク組織。

### 3 芦屋市スポーツ推進審議会条例

昭和 62 年 10 月 5 日

条例第 20 号

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 31 条の規定に基づき、芦屋市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平 23 条例 16・全改)

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、スポーツ基本法第 35 条に規定するもののほか、芦屋市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に依りて、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(平 23 条例 16・一部改正)

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 12 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

3 委員及び特別委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(平 23 条例 16・一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 特別委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、教育委員会事務局が行う。

(補則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平 23 条例 16・一部改正)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年芦屋市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

別表芦屋市立学校通学区域審議会の項の次に次のように加える。

附 則(平成 23 年 9 月 27 日条例第 16 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の芦屋市スポーツ振興審議会条例の規定により委嘱又は任命されている芦屋市スポーツ振興審議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の芦屋市スポーツ推進審議会条例の規定により委嘱又は任命されている芦屋市スポーツ推進審議会の委員とみなす。

(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年芦屋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表区分の欄中「芦屋市スポーツ振興審議会」を「芦屋市スポーツ推進審議会」に改める。

## 4 芦屋市スポーツ推進審議会委員

(平成25年8月1日現在)

	氏名	役職名	調査研究部会	所属
1	石田 要			芦屋市小学校体育担当校長(宮川小学校校長)
2	大崎 洋二			芦屋市レクリエーションスポーツ協会常任理事
3	岡田 明	会長	部会員	甲南女子大学教授
4	金山 千広			神戸女学院大学教授
5	丹下 秀夫			芦屋市中学校体育連盟会長(朝見中学校校長)
6	徳田 直彦			芦屋市議会議長
7	中島 かおり			芦屋市議会副議長
8	西田 俊一	副会長	部会員	特定非営利活動法人芦屋市体育協会会長
9	野島 寛			バスケットボール指導者(市民公募委員)
10	比嘉 悟			芦屋大学副学長
11	古津 純子		部会員	芦屋市スポーツ推進委員会会長
12	山口 泰雄		部会長	神戸大学大学院教授

(五十音順)

## 5 国のスポーツ基本計画（全体像）

### スポーツ基本計画の全体像

〈〈我が国の社会の変化〉〉

少子高齢化・情報化の進展、地域社会の空洞化、人間関係の希薄化、大震災後の復興等の新たな課題の発生

〈〈今後目指すべき社会像〉〉

次代を担う青少年が他者との協働と規律を学びつつ育成され、地域に深い絆が存在し、健康な長寿を享受できる社会。国際的にも尊敬される国（持続的発展が可能な社会）

〈スポーツ基本法の制定〉

- スポーツ振興基本計画の課題
  - ・子どもの体力の上昇
  - ・生涯スポーツ機会の向上
  - ・国際競技力の向上
- 新たな課題の発生
  - ・ガバナンス向上、ドーピング対策等
  - 公平・公正性、透明性向上の要請
  - ・プロスポーツ、障害者スポーツの発展
  - ・国際化の進展 等

- スポーツ基本法の制定
  - ・「スポーツ権」の確立
  - ・スポーツの多面的な役割（青少年の健全育成、地域社会の再生、社会・経済の活力創造、国際的地位向上）の明確化 等

〈スポーツを通じて目指す社会の姿〉

スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会

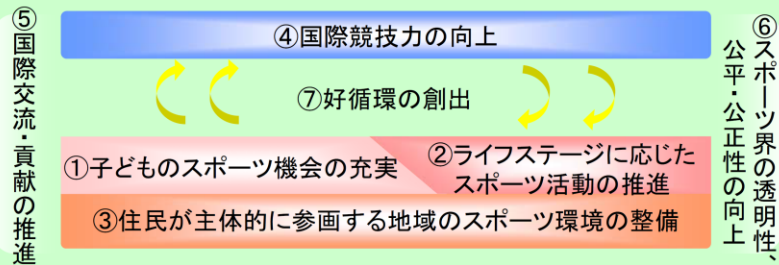
- 青少年が健全に育ち、他者との協働や公正さと規律を重んじる社会
- 地域の人々の主体的な協働により深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会
- 健康で活力に満ちた長寿社会
- 国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会
- 国際的に信頼され、尊敬される国

スポーツの意義や価値が広く共有  
＝「新たなスポーツ文化」の確立

〈計画の策定〉

○今後10年間の基本方針と現状と課題を踏まえた5年間の計画

年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができるスポーツ環境を整備



〈計画の推進〉

- 国民の理解と参加によるスポーツの推進
- 関係者の連携・協働による計画的・一体的推進
- スポーツの推進に係る財源確保と効率的な活用
- 計画の進捗状況の検証と見直し

# 6 兵庫県スポーツ推進計画（概略図）

## 兵庫県スポーツ推進計画の概要図



**1 社会情勢の変化**

**\*社会経済情勢の変化等によるスポーツの果たすべき役割の多様化と期待の高まり**

- (1) 少子高齢化の進展
- (2) 生活様式の変化
- (3) 地域社会の変化
- (4) グローバル化の進展

課題

- ・基礎体力の低下や対人関係能力の低下
- ・高齢者向けスポーツの多様化
- ・青少年の健全育成
- ・地域コミュニティの再構築
- ・国内外で活躍する人材の育成

**2 スポーツ振興の流れと現状**

**1 国におけるスポーツ振興の流れ**

- (1) スポーツ振興基本計画（平成13年度～22年度）
  - ・スポーツ振興を通じた子どもの体力の向上
  - ・地域におけるスポーツ環境の整備充実
- (2) スポーツ立国戦略（平成22年度）
  - ・人する・戦える・交える（育てる）人の重視
  - ・スポーツ資源の連携・協働の推進
- (3) スポーツ基本法（平成23年度）
  - ・スポーツの基本理念の明記
- (4) スポーツ基本計画（平成24年度～33年度）
  - ・子どもへのスポーツ機会の実現
  - ・ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
  - ・住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
  - ・障害のある人のニーズに応じたスポーツ環境の整備
  - ・国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備等

**2 本県におけるスポーツ振興の流れ**

- (1) 兵庫県生涯スポーツ振興計画（平成13年度～22年度）
  - ・国の「スポーツ振興基本計画」を参照して策定
  - ・県民誰もがいつでもどこでも、気軽にスポーツに親しめる環境づくり
- (2) 兵庫県スポーツ振興行動プログラム（平成19年度～28年度）
  - ・のびいき・兵庫国体（H18）による県民の「参画と協働」意識の高まりと高い競技力の維持
  - ・生涯スポーツ、競技スポーツ、障害者スポーツの3本柱と100の具体行動によるスポーツ振興

**3 本県の現状（○：成果、△：課題）**

- (1) 子どもの体力
  - 中高生の体力が向上
  - 小学生の体力が全国平均より低水準
  - △ 武道必修化に伴う指導体制のさらなる充実
  - △ 運動部活動の指導者不足
- (2) 成人のスポーツ
  - 成人の週1回以上のスポーツ実施率の向上
  - 50歳代のスポーツ実施率の低迷
  - 指導者やスポーツボランティアの不足
- (3) 競技スポーツ
  - 国内外で活躍する兵庫県ゆかりの選手の増加
  - アスリート育成からセカンドキャリアまでの支援環境の未整備
- (4) 障害者スポーツ
  - 障害者スポーツ登録数の増加
  - 市町における障害者スポーツ振興組織の不足
  - △ 障害者スポーツへの理解不足
  - △ 障害者スポーツ施設の不十分
- (5) スポーツ環境
  - 国内外のトップスポーツ大会開催数の増加
  - △ 身近なスポーツ施設の不足（学校開放の促進）
  - △ 体育施設の老朽化の進行



## 7 国の「身体活動基準2013」

### 健康づくりのための身体活動基準2013（概要）

ライフステージに応じた健康づくりのための身体活動(生活活動・運動)を推進することで健康日本21(第二次)の推進に資するよう、「健康づくりのための運動基準2006」を改定し、「健康づくりのための身体活動基準2013」を策定した。

- 身体活動(生活活動及び運動)<sup>※1</sup>全体に着目することの重要性から、「運動基準」から「身体活動基準」に名称を改めた。
- 身体活動の増加でリスクを低減できるものとして、従来の糖尿病・循環器疾患等に加え、がんやロコモティブシンドローム・認知症が含まれることを明確化(システマティックレビューの対象疾患に追加)した。
- こどもから高齢者までの基準を検討し、科学的根拠のあるものについて基準を設定した。
- 保健指導で運動指導を安全に推進するために具体的な判断・対応の手順を示した。
- 身体活動を推進するための社会環境整備を重視し、まちづくりや職場づくりにおける保健事業の活用例を紹介した。

血糖・血圧・脂質に関する状況		身体活動 (生活活動・運動) <sup>※1</sup>		運動		体力 (うち全身持久力)
健診結果が基準範囲内	65歳以上	強度を問わず、 身体活動を毎日40分 (=10メッツ・時/週)	(例えば10分多く歩く) <sup>※4</sup> 今より少しでも増やす	—	(30分以上・週2日以上) <sup>※4</sup> 運動習慣をもつようにする	—
	18～64歳	3メッツ以上の強度の 身体活動 <sup>※2</sup> を毎日60分 (=23メッツ・時/週)		3メッツ以上の強度の 運動 <sup>※3</sup> を毎週60分 (=4メッツ・時/週)		性・年代別に示した 強度での運動を 約3分間継続可能
	18歳未満	—		—		—
血糖・血圧・脂質のいずれかが保健指導レベルの者		医療機関にかかっておらず、「身体活動のリスクに関するスクリーニングシート」でリスクがないことを確認できれば、対象者が運動開始前・実施中に自ら体調確認ができるよう支援した上で、保健指導の一環としての運動指導を積極的に行う。				
リスク重複者又はすぐ受診を要する者		生活習慣病患者が積極的に運動をする際には、安全面での配慮がより特に重要になるので、まずかかりつけの医師に相談する。				

※1 「身体活動」は、「生活活動」と「運動」に分けられる。このうち、生活活動とは、日常生活における労働、家事、通勤・通学などの身体活動を指す。また、運動とは、スポーツ等の、特に体力の維持・向上を目的として計画的・意図的に実施し、継続性のある身体活動を指す。

※2 「3メッツ以上の強度の身体活動」とは、歩行又はそれと同等以上の身体活動。

※3 「3メッツ以上の強度の運動」とは、息が弾み汗をかく程度の運動。

※4 年齢別の基準とは別に、世代共通の方向性として示したものの。

# 健康づくりのための身体活動基準2013(概要)

ライフステージに応じた健康づくりのための身体活動(生活活動・運動)を推進することで健康日本21(第二次)の推進に資するよう、「健康づくりのための運動基準2006」を改定し、「健康づくりのための身体活動基準2013」を策定した。



【主な目標】○日常生活における歩数の増加  
○運動習慣者の増加

【主な目標】○日常生活における歩数の増加  
○運動習慣者の割合の増加  
○住民が運動しやすいまちづくり・環境整備に取り組み自治体数の増加

## 健康づくりのための身体活動基準2013

健康づくり  
のための  
運動基準  
2006  
(H18.7)

健康づくり  
のための  
運動指針  
2006  
<エクササイズ  
ガイド2006>  
(H18.7)

- 身体活動(=生活活動※1 + 運動※2)全体に着目することの重要性から、「運動基準」から「身体活動基準」に名称を改めた。
- 身体活動量の増加でリスクを低減できるものとして、従来の糖尿病・循環器疾患等に加え、がんやロコモティブシンドローム・認知症が含まれることを明確化(システマティックレビューの対象疾患に追加)した。
- こどもから高齢者までの基準を検討し、科学的根拠のあるものについて基準を設定した。
- 保健指導で運動指導を安全に推進するために具体的な判断・対応の手順を示した。
- 身体活動を推進するための社会環境整備を重視し、まちづくりや職場づくりにおける保健事業の活用例を紹介した。



身体活動 (=生活活動+運動)	運動	体力 (うち全身持久力)
<b>血糖・血圧・脂質に 関する状況</b> 65歳以上 18~64歳 18歳未満	強度を問わず、身体活動を 毎日40分(=10メッツ・時/週) 3メッツ以上の強度の身体活動を (歩行又はそれと同等以上) 毎日60分(=23メッツ・時/週) 【参考】幼児期運動指針:「毎日60分以上、 楽しく体を動かすことが望ましい」	世代共通の 方向性 性・年代別に示した強度 での運動を約3分継続可
<b>健診結果が基準範囲内</b>	全より少しでも増やす (例えば10分多く歩く) 3メッツ以上の強度の運動を (息が弾み汗をかく程度) 毎週60分(=4メッツ・時/週)	世代共通の 方向性 性・年代別に示した強度 での運動を約3分継続可
<b>血糖・血圧・脂質の いずれかが 保健指導レベルの者</b>	運動習慣をもつようにする (30分以上の運動を週2日以上)	世代共通の 方向性 性・年代別に示した強度 での運動を約3分継続可
<b>リスク重複者 又は受勧奨受者</b>	生活習慣病患者が積極的に運動をする際には、安全面での配慮が特に重要になるので、かかりつけの医師に相談する。	世代共通の 方向性 性・年代別に示した強度 での運動を約3分継続可



※1 生活活動:日常生活における労働、家事、通勤・通学などの身体活動。

※2 運動:スポーツなど、特に体力の維持・向上を目的として計画的・意図的に実施し、継続性のある身体活動。

○健康づくりのための身体活動指針は、国民向けパンフレット「アクティブガイド」として、自治体等でカスタマイズして配布できるように作成。

## 8 公認スポーツ指導者の種類（名称）・役割

### 公益財団法人日本体育協会

スポーツリーダー	地域におけるスポーツグループやサークルなどのリーダーとして、基礎的なスポーツ指導や運営にあたる者
競技種目別指導者	競技別の技術指導者（指導員、上級指導員、コーチ、上級コーチ、教師、上級教師）
スポーツドクター	スポーツマンの健康管理、スポーツ障害、スポーツ外傷の診断、治療、予防研究等にあたる医師
アスレチックトレーナー	スポーツドクター及びコーチとの緊密な協力のもとに、スポーツ選手の健康管理、障害予防、スポーツ外傷・障害の応急処置、アスレチックトリハビリテーション及び体カトレーニング、コンディショニングなどに当たる者
スポーツ栄養士	地域におけるスポーツ活動現場や都道府県レベルの競技者育成において、スポーツ栄養の知識を持つ専門家として、競技者の栄養・食事に関する専門的視点からの支援等、栄養サポートを行う者
フィットネストレーナー	商業スポーツ施設において、スポーツ活動を行う者に対する相談及び指導助言を行うとともに、各種トレーニングの基本的指導等を職業として行う者
スポーツプログラマー	地域スポーツクラブ等において、フィットネスの維持や向上のための指導・助言を行う者
ジュニアスポーツ指導員	地域スポーツクラブ等において、幼・少年期の子どもたちに遊びと通じた身体づくり、動きづくり、の指導を行う者
マネジメント指導者	総合型の地域スポーツクラブなどにおける組織指導者（アシスタントマネジャー、クラブマネジャー）

### 公益財団法人日本レクリエーション協会

レクリエーション・インストラクター	余暇やレクリエーションに関する理論と実技の基本的な学習を積み、レクリエーションを楽しく指導を行う者
レクリエーション・コーディネーター	地域でのクラブづくりの支援や、レクリエーション運動を推進する企画やプログラムの提案をしたり、人材や団体をコーディネートしたりする者
福祉レクリエーション・ワーカー	病院や老人ホームで高齢者などのレク活動を支援する指導を行う者
余暇開発士	労働時間を短縮して余暇を有意義に過ごすために、利用者の相談（予算、人数、目的など）に応じてレクリエーションの企画提案実行をする者

### 公益財団法人健康・体力づくり事業財団

健康運動指導士	個々人の心身の状態に応じた、安全で効果的な運動を実施するための運動プログラムの作成及び指導を行う者
健康運動実践指導者	積極的な健康づくりを目的とした運動を安全かつ効果的に実践指導できる能力を有すると認められる者

### 公益財団法人日本スポーツクラブ協会

(上級)スポーツクラブインストラクター	スポーツクラブ等における運動指導者としての総合的な専門知識を持ち、スポーツクラブの運営と普及・育成に努めることを任務とする者
子ども身体運動発達指導士	スポーツクラブ、保育所、幼稚園、小学校等における幼児・児童の運動感覚づくり、基礎的体力づくり及びコミュニケーション能力の向上に資する者

スポーツクラブマネジャー	スポーツクラブ等において、(経営に関する総合的な専門知識を持ち、施設・経営管理に携わる) 運動プログラムの企画。実施、会員管理等に携わるとともに、スポーツクラブの経営と普及・育成に参画することを任務とする者
中高老年期運動指導士	中高老年者の健康・体力の維持・増進に資する運動を指導する者
(上級)介護予防運動スペシャリスト	要介護者、高齢者、障害者等に対する介護予防(プログラムの作成及び指導者の養成)に資する運動を指導する者
(上級)健康・スポーツサプリメントアドバイザー	スポーツ活動及び健康保持増進における健康機能・補助食品の正しい(高度な)知識及び摂取に関する指導・助言をする者

公益財団法人日本障害者スポーツ協会

初級スポーツ指導員	地域で活動する指導者で、主に初めてスポーツに参加する障害者に対し、スポーツの喜びや楽しさを重視したスポーツの導入を支援する者
中級スポーツ指導員	地域における障害者スポーツのリーダーとしての役割を持ち、指導現場で十分な知識・技術と経験に基づいた指導ができる者
上級スポーツ指導員	県レベルのリーダーとして、指導現場では障害者スポーツの高度な専門的知識を有し、指導技術と豊富な経緯に基づいた指導と指導員を取りまとめる指導的立場になる者
スポーツコーチ	各種競技別の障害のある競技者の強化・育成等を行う者

## 9 用語解説

### 1) 「あしやスポーツ文化」

「芦屋市では1900年代から1930年代にかけて、阪神間にはぐくまれた近代的な芸術、文化、生活様式とその時代状況を示す「阪神間モダニズム」の中心地として、スポーツの分野でもゴルフ、テニス、登山などの伝統的な運動・スポーツが発展してきた。」と芦屋市スポーツ推進審議会からの答申にある。本市では、そのことに加え、「あしやスポーツ文化」とは伝統的に発展してきたスポーツの歴史も大切にしながらも、種目にとらわれることなく、様々なスポーツへの関わりを通して構築する芦屋らしい文化の1つの形として、市民一人ひとりがスポーツに関わり、楽しみながら、健康で自分らしく輝き、充実した生活を送ることを目指すものとする。

### 2) 「スポーツ文化」

スポーツは、世代から世代へと継承し、発展してきた人間固有の文化である。21世紀に入り、スポーツは運動能力の優れたアスリートや若者だけの活動ではなく、ライフステージを通じて一人ひとりが楽しむことができる文化として認知されるようになった。

### 3) 「ささえるスポーツ」

スポーツを支えることは、スポーツ指導者やスポーツボランティアとして、「するスポーツ」「みるスポーツ」の推進に寄与するだけでなく、スポーツの楽しみ方の一つとなっている。スポーツ振興には、このような活動を推進することが不可欠となっている。

### 4) 「スポーツクラブ21ひょうご（事業の正式名称は、「スポーツクラブ21ひょうご事業」）

平成12年度から兵庫県が「豊かなスポーツライフを実現し、スポーツを通じた地域コミュニティづくりを進める」ため、法人県民税超過課税を財源として、全県下の小学校区に地域スポーツクラブの設置を支援する事業を実施した。芦屋市では、昭和52年に地域コミュニティの核としてスタートしたコミュニティ・スクール（コミスク<sup>5)</sup>）が、スポーツ活動や文化活動、地域活動に積極的に貢献・定着したことから、コミスク<sup>5)</sup>のスポーツ活動を基盤としてスポーツクラブ21ひょうごをスタートさせ、現在、連携・協働事業として推進している。

### 5) 「コミュニティ・スクール」(コミスク)

昭和52年、小学校単位に、学校活動や地域交流を軸とした活動により、コミュニティの形成を目指す「芦屋市コミュニティ・スクール構想」に基づき、昭和53年三条小学校にコミスクを設置したのを皮切りに、昭和61年までに全小学校区（9校）にコミスクを設置した。三条小学校が山手小学校と統合された現在も、三条コミスクは継続した活動を行っている。その後、コミスクを基盤として発足したスポーツクラブ21ひょうご<sup>4)</sup>との関係から、一般的に、広義としてはスポーツクラブ21ひょうご<sup>4)</sup>を含むコミスク活動として、また狭義ではコミスクの中の文化活動（一部スポーツと区別が付きにくい種目も含む）として「コミスク」と示されるが、通常会話等の中では、混在して用語が使用される場合が多い。本計画での「コミスク」は広義の意味を捉まえて表記している。

### 6) 7) 「スポーツ・フォー・オールからスポーツ・フォー・エブリワンへ」

市民の3人に2人が日常的にスポーツを楽しむようになった今、人々はそれぞれの多様なパーソナリティに応じてスポーツを享受する時代を創り上げている。時代は、間違いなく20世紀の「スポーツ・フォー・オール」から一人ひとりの個人がまずありきの「スポーツ・フォー・エブリワン」に変革する新世紀となっている。

### 8) 「あしやスポーツフォーラム」

芦屋市におけるスポーツ団体、学校・大学、行政等をつなぐネットワーク組織

### 9) 「幼児期運動指針」

文部科学省が、運動習慣の基盤づくりを通して、幼児期に必要な多様な動きの獲得や体力・運動能力の基礎を培うとともに、様々な活動への意欲や社会性、創造性などを育むことを目指した指針

### 10) 「タスクフォース」

文部科学省が、スポーツ指導において暴力を行使する事案が明らかになったことを受け、「スポーツ指導者の資質能力向上のための有識者会議」を設置し、「新しい時代にふさわしいスポーツの指導法」の在り方について、検討を進めた会議の名称

## 10 芦屋市スポーツ推進実施計画策定までの日程

日 程	会議名	内 容
平成25年7月5日	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>経過報告</li> <li>市民意識調査結果等の報告</li> <li>答申を報告</li> </ul>
11月20日	第1回推進本部幹事会 (関係課連絡会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>経過報告</li> <li>市民意識調査結果等の報告</li> </ul>
11月22日	第1回推進本部本部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画素案(中間まとめ)を報告</li> </ul>
11月25日	平成25年度第1回 芦屋市スポーツ推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>経過報告</li> <li>計画素案(中間まとめ)を報告</li> </ul>
12月 6日	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画素案(中間まとめ)を報告</li> </ul>
12月13日	民生文教常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画原案(中間まとめ)の報告</li> </ul>
12月25日 ~平成26年1月24日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画原案(中間まとめ)を公表し、市民の意見を聴取</li> </ul>
1月31日	第2回推進本部幹事会 (関係課連絡会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画(案)の報告, 決定</li> </ul>
2月10日	第2回推進本部本部会	
2月21日	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の報告, 承認</li> </ul>
3月6日	民生文教常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の報告</li> </ul>
3月14日	平成25年度第2回 芦屋市スポーツ推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の報告</li> </ul>





新たな「エブリワン」を目指します！！